

平成25年度  
滝沢市環境年次報告書

—未来へのシグナル—



平成25年度環境美化絵画コンクール金賞  
鵜飼小学校 4年 三上 紀花さん

滝 沢 市



## 目次・報告概要一覧

事業・・・第1次計画事業の継続、新規、廃止の別  
 達成状況（基準等との比較評価）・・・○=目標達成、△=目標一部達成、×=目標未達成、—=未実施事業

第1節 岩手山麓の豊かで多様な自然と共生するまち								
基本的施策	進行管理指標	事業	達成状況		コメント	担当課	頁	
			H24	H25				
1	良質な水資源の保全	1	水生生物調査の実施	継続	○ → ○	清澄な水質を好む底生生物が確認されました。	環境課	6
2	生物多様性の保全	1	自然環境調査の実施	継続	— → —	市のHPには、滝沢市野生生物分布調査報告書を掲載しています。	環境課	9
3	安全な暮らしに備えた森林整備の推進	1	森林の維持保全	継続	○ → ○	市では、市有林の整備に努めるほか、民有林の整備に対し補助金を交付しました。	農林課	9
		2	水源かん養保安林の保護	継続	— → —	市の涵養林は、599haあります。具体的な取り組みはありませんでした。	農林課	10
		3	公共施設の緑地化	新規	— → ○	1 公共施設の緑地化 花づくりをととした地域コミュニティーの活性化を図るため、市のホームページ「たきざわ花通り」で花壇づくりを紹介しました。	住民協働課	11
				継続	— → —	2 公共施設の緑地化 新設道路がなかったため、新たな植栽はありませんでした。	道路課	12
				継続	○ → ○	3 公共施設の緑地化 施設利用者へ快適な環境を提供するため、市内の公園等の植物管理を行いました。	都市計画課	13
4	透水性舗装の敷設	継続	○ → ○	3か所316mに透水性舗装を行いました。	道路課	14		

第2節 自然の恵みを活用し、環境にやさしい産業に取り組むまち								
基本的施策	進行管理指標	事業	達成状況		コメント	担当課	頁	
			H24	H25				
1	持続性のある産業の推進	1	グリーンツーリズムの推進	継続	○ → ○	グリーン・ツーリズムを通して、農家と都市との交流を図りました。	農林課	16
		2	グリーンツーリズムインストラクターの養成	継続	○ → △	インストラクター研修がなかったことから、増員できませんでした。	農林課	17
		3	特産品開発への支援	継続	○ → ○	観光パンフレット掲載及びネット販売支援を行ったほか、「クイックスイート」などの加工品開発に努めました。	商工観光課	18
		4	家畜排泄物の有効利用	継続	△ → ○	堆肥利用の促進のため、6戸の農家に巡回指導を行いました。	農林課	19
		5	堆肥処理施設の維持管理指導	継続	○ → ○	施設の適正な維持管理に努めました。	農林課	19
		6	減農薬・有機栽培の推進	廃止	○ → —	当該取り組みに係る限定栽培及び慣行栽培の生育調査圃の設置は現在行われていませんが、環境に配慮した営農活動は、2-1-7環境保全型農業直接支払交付金事業に引き継いでいます。	農林課	20

		7	農業保全型農業の推進	継続	○ → ○	1 農業用廃プラスチック適正処理推進事業 農業用廃プラスチックの適正処理のため、清掃センターで受け入れ、焼却を行いました。	農林課	20
				継続	○ → ○	2 環境にやさしいりんごづくり推進事業 農薬の少ない、環境にやさしい取り組みとしてフェロモントラップ、交信攪乱材を利用したりんごづくりに取り組みました。	農林課	21
				新規	— → ○	3 環境保全型農業直接支払交付金事業 有機農業の取り組みを推進するため、交付金を交付しました。交付対象面積は、774haでした。	農林課	22
2	企業の環境対策の支援	1	事業所への啓発、指導の推進	継続	○ → ○	市内の事業者から環境マネジメントシステムに関する情報提供はありませんでした。公害については、必要に応じ監視及び指導を行いました。	環境課	23
3	環境資源を活かした観光の推進	2	岩手山麓工房フェスタ等への活動支援	継続	○ → ○	春子谷地や岩手山麓の環境保全に努めました。	商工観光課	24

### 第3節 ごみの減量を推進し、資源が循環するまち

基本的施策	進行管理指標	事業	達成状況		コメント	担当課	頁	
			H24	H25				
1	ごみの減量とリサイクルの推進	1	ごみ減量の推進	継続	— → ○	1人当たりのごみ排出量は、目標値を超えているので、ごみ減量のためリサイクルの推進に努めています。 (平成24年度は、生ごみ処理機の補助を対象としていました。)	滝沢・雫石環境組合	26
		2	集団資源回収活動の推進	継続	○ → ○	資源の有効利用に対する意識を高めるため実施しています。昨年度より減少しましたが、資源の再利用の意識は定着してきています。	滝沢・雫石環境組合	26
		3	リサイクル率の向上	継続	○ → ○	リサイクル率は、前年より0.7ポイント減少しました。今後も引き続き周知活動に取り組みます。	滝沢・雫石環境組合	27
2	ごみの不適正な処理の禁止	1	地域清掃活動の推進	継続	○ → ○	春の環境美化月間、秋の環境美化週間による地域での清掃活動は定着し、環境美化に対する意識は高くなってきています。	環境課	29
		2	ペットのフン害禁止の啓発	継続	○ → ○	犬の正しい飼い方及びマナーの向上を図るため、広報やチラシを配布する他、犬の飼い方教室を開催しました。	環境課	30
		3	ごみの野外焼却の禁止啓発	継続	○ → ○	6件の啓発及び個別指導を行いました。	滝沢・雫石環境組合	31
		4	不法投棄巡視員の配置	継続	○ → ○	調査、巡視による不法投棄廃棄物の回収を行う他、悪質なものは警察へ通報しました。	滝沢・雫石環境組合	32

### 第4節 エネルギーの自給率を高め、豊かな自然エネルギーを活かすまち

基本的施策	進行管理指標	事業	達成状況		コメント	担当課	頁	
			H24	H25				
1	エネルギーの地産地消	1	再生可能エネルギー利用の推進啓発	新規	— → ○	広報への掲載等により機会を捉え、啓発に努めました。	環境課 関係課	34

		2	ペレットストーブと太陽光エネルギーの活用推進啓発	新規	— → ○	市の庁舎や小中学校に太陽光発電システム設置計画を進めました。	環境課 関係課	35
2	省エネルギーのすすめ	1	省エネルギーの啓発	新規	— → ○	広報への掲載等により機会を捉え、啓発に努めました。	環境課	36
		2	公共交通機関の利用促進啓発	新規	— → ○	市内の4駅について適正管理を行い、利用促進を図りました。	交通政策課	37
		3	たきざわエコオフィス計画の推進	継続	△ → ○	計画に基づき、CO2排出量の削減に取り組みました。	環境課 関係課	38

## 第5節 誰もが安全で健康に暮らせるまち

基本的施策	進行管理指標	事業	達成状況		コメント	担当課	頁	
			H24	H25				
1	大気汚染の防止	1	大気汚染に関する情報収集と公開	新規	○ → ○	岩手県で測定し公表しています。市は、PM2.5や光化学オキシダントに関する注意情報が発令された場合は、市内児童生徒に対し注意喚起することとしています。	環境課	40
2	騒音、振動、悪臭の防止	1	騒音測定の実施	継続	△ → ○	1 一般道 測定箇所8か所のうち環境基準値を超過した箇所は、昼5地点、夜4地点ありました。昼夜ともに要請限度を超過していた地点はありませんでした。	環境課	41
				継続	○ → ○	2 高速道4か所 測定箇所4か所のうち環境基準値を超過した地点はありませんでした。	環境課	43
				継続	○ → ○	3 新幹線 測定箇所2か所のうち環境基準値を超過した地点はありませんでした。	環境課	44
3	水質汚濁の防止	1	河川の水質調査の実施	継続	○ → ○	6河川8地点の河川及び菓子川17地点において水質調査を行いました。大腸菌群数を除き、下水道の普及により全体的に改善の傾向を示しています。	環境課	46
		2	公共下水道・合併処理浄化槽の整備促進	新規	— → ○	汚水処理実施計画に基づき整備を促進しています。25年度の水洗化普及率は、79.8%となっています。	下水道課	50
4	土壌汚染の防止	1	土壌汚染に関する情報収集と公開	継続	○ → ○	清掃センター付近における土壌のダイオキシン類濃度調査を実施したところ、環境基準を大幅に下回っていました。	滝沢・雫石環境組合	51
5	有害化学物質による汚染の未然防止	1	有害化学物質に関する情報収集と公開	継続	○ → ○	岩手県では、アスベスト使用調査を行い把握、管理しています。東日本大震災におけるアスベスト飛散について調査したところ、基準を下回っていました。	環境課	52
6	酸性雨対策	1	酸性雨に関する情報収集と公開	継続	○ → ○	岩手県で測定を行い公表しています。酸性雨による植生被害の影響は確認されていないとしています。	環境課	53
7	原発事故にかかる放射線量測定	1	放射線量測定に関する情報収集と公開	継続	○ → ○	東日本大震災以後市は、定期的に測定を行っています。25年度の測定値は、24年度と変わりなく、健康に影響を与えるレベルではない結果となりました。	環境課 関係課	54

8	その他の公害の未然防止	1	電磁波・低周波に関する情報収集と公開	継続	○ → ○	電磁波については、電波塔などの建設にあたって住民説明を行い報告するよう指導しています。25年度は、9件の報告がありました。低周波についての苦情はありませんでした。	環境課	55
		2	滝沢市ラジオメディカルセンター放射線監視委員会による監視	継続	○ → ○	排気、排水及び土壌、米、牛乳等について測定を行い、放射線監視委員会において評価を行っています。25年度は環境への影響はなかったという結論に達しています。	環境課	55
		3	P R T R法に基づく届出状況に関する情報収集と公開	継続	○ → ○	有害物質における化学物質排出量移動届出制度に基づき、岩手県で情報を把握し公表しています。	環境課	57
		4	清掃センター関連施設調査	継続	○ → ○	1 焼却施設及び最終処分場水質等調査 清掃センターとその周辺施設及び最終処分場における環境への影響について測定を実施しています。どちらも基準値以下でした。	滝沢・雫石環境組合	59
継続	○ → ○			2 旧最終処分場水質等調査 旧最終処分場の周辺水、地下水等の調査を行ったところ基準値以下でした。	環境課	62		

### 第6節 知り、学び、考え行動する人を育むまち

基本的施策	進行管理指標	事業	達成状況		コメント	担当課	頁	
			H24	H25				
1	環境教育・学習の推進	1	環境学習の推進	継続	○ → ○	1 総合学習の活用 「総合的な学習の時間」は、子どもたちが課題を決めて自主手的に学習しています。各学校で色々な取り組みを行いました。	教育総務課	68
				継続	○ → ○	2 出前講座 環境教育の出前講座は7講座あり、そのうち4講座に73人が参加しました。	生涯学習課	69
				継続	○ → ○	3 環境講座 「滝の沢」の地名の由来を知り、滝沢の環境に対する意識の向上をはかるための講座を開催しました。	生涯学習課	71
				継続	○ → ○	4 少年少女自然教室「水生生物教室」 市内の小学生が参加し、水生生物について学びました。	生涯学習課	72
				継続	○ → ○	5 たきざわ環境パートナー会議の活動 が実施する全体事業は、自然観察会やエコ啓発、環境基本計画の策定及び検証を市と協働して行いました。	環境課	73
				継続	○ → ○	6 環境フォーラム 環境に対する意識高揚のため、環境美化絵画コンクール及び優良ごみ集積所の表彰を行うとともに講演を行いました。	環境課	74
2	協働による環境保全活動の推進	1	活動団体の支援	継続	○ → ○	8 地域のまちづくり推進委員会において、9つの環境関連事業が実施されました。市では、その取り組みに対し補助金を交付する他、助言などの支援を行いました。	住民協働課	75
				継続	○ → ○	たきざわ環境パートナー会議の各プロジェクトチームの活動は、市民ボランティアの参加により活動の輪を広げています。	環境課	79
別添資料						環境課に寄せられた苦情・相談数	環境課	81

## 第1節

岩手山麓の豊かで多様な自然と共生するまち

## 1-1 良質な水資源の保全

### 1-1-1 水生生物調査の実施（環境課）

#### （1）事業内容及び指標等

滝沢市における自然環境の実態を把握するために、特に水質環境に影響を受けやすい河川底生生物に着目して、市内2地点において調査を実施しました。

#### （2）実施状況

河川底生生物調査では、コドラード（方形枠）を用いた定量採集と調査地点内のさまざまな場所で採取を行う定性採集の2つの調査方法により底生生物を採取し、これを室内で同定して種の確認を行いました。また、夏季1回、冬季1回の計2回の調査を実施しました。

##### ・菓子川-本流について

菓子川-本流については、平成22年度から継続して、水質分析、底生分析の両方で水質階級Ⅰを示しました。生活型による比較では、安定状態を示す造網型と、攪乱状態を示す匍匐型の両方が偏り無く確認されました。

以上より、菓子川-本流では、一定の攪乱が発生することで、良好な河川環境が保たれていることが推測されました。

##### ・菓子川-支流について

菓子川-支流については、水質分析では水質階級Ⅰを示しましたが、底生分析では水質階級ⅠからⅡの間を示す傾向を示しました。生活型による比較では、夏季に攪乱状態を示す匍匐型が多く確認されましたが、冬季には砂泥の堆積を示す掘潜型が多く確認されました。

以上より、菓子川-支流では、夏季には一定の攪乱が発生するが、冬季には流量が減少して砂泥が堆積しやすい状態であることが推測されました。



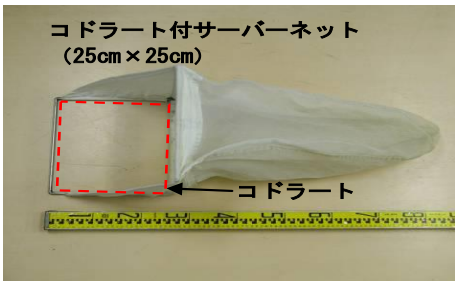





河川底生生物調査実施地点

調査方法の概要

調査方法	実施目的	調査手法	数量
定量採集	底生生物の数量を偏りなく把握する。	流れが速く干上がらない程度の水深の川底に、コドラート（方形枠）付きのサーバーネットを設置し、コドラート内の川底にいる全ての底生生物を採集した。	1 サンプル/地点×2 季
定性採集	底生生物の生息種を偏りなく把握する。	河岸、抽水植物内、早瀬、淀み等、様々な物理環境において、ハンドネットを用いて底生生物を採集した（2名で1時間程度）。採集した底生生物は1サンプルにまとめた。	1 サンプル/地点×2 季

採取方法別器材

調査方法	調査器材	調査状況
定量採集	 <p>コドラート付サーバーネット (25cm×25cm)</p> <p>コドラート</p>	
定性採集	 <p>ハンドネット</p>	

水質判定結果

調査地点	季節	P I 値 (pollution index 水質階級)					
		H15	H18	H22	H23	H24	H25
巢子川-本流	夏季	1.3 I	1.25 I	1.14 I	1.23 I	1.21 I	1.24 I
	冬季	1.6 II	1.58 II	1.38 I	1.40 I	1.15 I	1.40 I
巢子川-支流	夏季	1.6 II	1.6 II	1.67 II	1.67 II	1.60 II	1.15 I
	冬季	2.5 II	2.0 II	2.00 II	1.00 I	1.80 II	2.00 II

- ※水質階級
- I. きれい (貧腐水性)
  - II. β-ややきたない (中腐水性)
  - III. α-かなりきたない (中腐水性)
  - IV. 極めてきたない (強腐水性)

(3) 評価と今後の取り組み

平成 22 年度から平成 25 年度までの調査結果について、生物学的水質判定の結果、巢子川-本流では、夏季、冬季ともに水質階級 I を満足する値が維持されていました。巢子川-支流では、夏季、冬季ともに水質階級 I から II の間を示す傾向がみられました。巢子川のように、住宅地が隣接する水域においては、清澄で多様な底生生物・魚

類が生息する河川環境は希少であり、人間活動に大きく影響を受けることから、調査の継続に努めるとともに周辺住民や事業者の環境保全への意識を高めていくことが必要です。

## 1-2 生物多様性の保全

### 1-2-1 自然環境調査の実施（環境課）

#### （1）事業内容及び指標等

市の自然環境を把握・分析し、今後の自然環境保全・保護対策に生かすために、自然環境調査を行った結果をお知らせしています。

#### （2）実施状況

平成18年3月に刊行した「滝沢市野生生物分布調査報告書」の分布図を市ホームページの「滝沢市環境マップ」に掲載しています。

■参考：滝沢市ホームページ「野生生物分布図」について

URL：<http://www.city.takizawa.iwate.jp/contents/kmap/index.html>

## 1-3 安全な暮らしに備えた森林整備の推進

### 1-3-1 森林の維持保全（農林課）

#### （1）事業内容及び指標等

森林の基本的機能は、水源かん養、山地災害防止、生活環境保全、保健文化、木材等生産の各機能であり、それらの機能を維持保全するために、造林、間伐、下刈、除伐等の施業を実施します。

森林の各機能を高度に発揮させるため、育成単層林における保育・間伐の推進、人為と天然力を適切に組み合わせた多様性に富む育成複層林の整備、天然生林の的確な保全・管理等により、重視すべき機能に応じた多様な森林資源の整備を図ることとします。

## (2) 実施状況

民有林・市有林の施業状況

	H21	H22	H23	H24	H25
造林面積 (ha)	0.55	2.22	2.70	1.18	4.17
間伐面積 (ha)	33.27	33.30	18.88	20.21	12.34
下刈面積 (ha)	7.48	14.20	8.70	8.19	7.69
除伐面積 (ha)	2.94	7.94	23.46	4.92	17.98
施業面積計 (ha)	44.24	57.94	53.74	34.5	42.18

## (3) 評価と今後の取り組み

施業面積の減少については、林業の抱えている構造的な要因（外来材による木材価格の低迷、森林所有者の高齢化に伴う施業減等）に起因していると考えられます。

一方、利用可能な林齢に達した森林は増加しており、木材等林産物の再生可能資源としての重要性を見直す機運も高まりつつあります。この林業振興の高まりと併せて森林に期待される各機能の高度発揮の重要性を広く一般に啓発し、あらゆる人の理解を得ていくことが重要であると考えます。

## 1-3-2 水源かん養保安林の保護（農林課）

平成25年度の具体的な取り組みはありませんでしたが、水源かん養保安林は、水源地域の森林を保護する目的で森林法によって指定されます。

機能としては、その流域に降った雨を蓄え、ゆっくりと川に流すことで、安定した川の流れを保ち、洪水や渇水を緩和する働きがあります。また、きれいで美味しい水を育む効果もあります。

滝沢市には、水源かん養保安林が599ha指定されており、その機能を保護、維持されています。

### 1-3-3 公共施設の緑地化

#### 1 公共施設の緑地化（住民協働課）

##### （1）事業内容及び指標等

環境美化意識や自然を愛する感性を育むとともに、花づくりをとおした地域コミュニティの活性化を図るため、公共施設等で継続して花壇整備等に取り組んでいる各種団体・学校等の取組を市ホームページで「たきざわ花通り」として紹介します。

##### （2）実施状況

滝沢市ホームページ「たきざわ花通り」における紹介数

・幼稚園・保育園	6箇所
・小中学校	12箇所
・自治会・地域団体など	30箇所
・個人宅	20箇所

##### （3）評価と今後の取り組み

個人の方も含め、広く取り組みを紹介しました。

今後も、ホームページを活用しての紹介を継続しつつ、地域に目を向けながら、新たな箇所の紹介に努めていきます。

## 2 公共施設の緑地化（道路課）

### （1）事業内容及び指標等

公共施設の緑化（新設道路への植栽）を行いました。

### （2）実施状況

新設道路への植栽実施状況

	H19	H 20	H 21	H 22	H 23	H 24	H 25	計
植栽 本数	(200)	0	62	0	15	0	0	77 (220)
植栽 樹木	ドウダン ツツジ		オオヤマ ザクラ		オオヤマ ザクラ			

※（ ）は工事により撤去した分を移植

※21・23年度は都市計画課施行分（巢子駅前広場分は除く）

### （3）評価と今後の取り組み

この取り組みは、環境緑化を推進する上で効果があり、新規事業があれば適切な樹種を選定し実施していくとともに、環境の保全に努めていきます。

### 3 公共施設の緑地化（都市計画課）

#### （1）事業内容及び指標等

施設利用者に快適な環境を提供するため、滝沢総合公園、盛岡西リサーチパーク公園及び小諸葛川せせらぎ水路内の植栽物の管理を行います。

- ・業者委託…公園内概ね全域の植栽物の剪定・施肥・除草等
- ・住民参加…滝沢総合公園ハーブ園の管理

#### （2）実施状況

業者委託分については、契約のとおり履行されており、適切な管理が実施できました。また、住民参加を取り入れているハーブ園の管理についても、ハーブサークルの協力により、当初計画のとおり実施しました。

#### （3）評価と今後の取り組み

市民をはじめとする多くの来園者に快適な環境を提供することができました。

現在は業者委託が主体となっている植栽管理についても、今後は、住民参加の手法を取り入れていく必要があると考えます。



ハーブサークル「ハーブを愉しむ会」が総合公園ハーブ園の管理をお手伝いしています。

ハーブ園の管理

1-3-4 透水性舗装の敷設（道路課）

（1）事業内容及び指標等

事業名 社会資本整備総合交付金事業ほか  
 場 所 滝沢市滝沢地内3箇所（衾宜屋敷線、第1外山線、土沢1号線外1）  
 内 容 歩道（両側設置：160m、片側設置 980m）

（2）実施状況

道路整備計画に基づき、市街化区域、児童通学路について透水性舗装施行を実施しています。

透水性舗装施工実績

	H 20	H 21	H 22	H 23	H 24	H 25
施工延長 (m)	892.0	773.0	0	160	1,300	316

※両側設置箇所については延べ延長を記載

（3）評価と今後の取り組み

従来の構造では、降雨時に歩道舗装面の雨水が側溝を通り河川へ流出していましたが、透水性舗装としたことにより地下に浸透し、自然に近い状況となっていることから、今後も適切な施工に努めていきます。

～ メモ ～

●透水性舗装とは？

道路や歩道を間隙の多い素材で舗装して、舗装面上に降った雨水を地中に浸透させる舗装方法。地下水のかん養や集中豪雨等による都市型洪水を防止する効果があるため、主に、都市部の歩道に利用されることが多いです。

また、コンクリート舗装に比べて太陽熱の蓄積をより緩和できるため、ヒートアイランド現象の抑制の効果もあります。



## 第2節

自然の恵みを活用し、環境にやさしい産業に取り組むまち

## 2-1 持続性のある産業の推進

## 2-1-1 グリーンツーリズムの推進（農林課）

## （1）事業内容及び指標等

市では、岩手県グリーン・ツーリズム推進協議会に加入し、市内の農林漁業体験民宿、体験交流施設、グリーン・ツーリズム体験インストラクター等に対して、情報の提供を行います。

市のホームページにおいて、グリーン・ツーリズム体験施設のリスト、案内図を掲載し、市内外にPRを実施します。

地域資源を生かしたグリーン・ツーリズムを通して、市の農業に対する住民の理解を深めること、また、都市との交流を進めることが目標です。

## （2）実施状況

## グリーン・ツーリズム関連施設利用状況

		H20	H21	H22	H23	H24	H25
グリーン・ツーリズム 関連施設	農家民宿	1 軒 150 人	1 軒 308 人	1 軒 308 人	1 軒 164 人	1 軒 5 人	1 軒 11 人
	観光農園	3 軒 1,345 人	2 軒 2,015 人	2 軒 2,005 人	2 軒 640 人	2 軒 1,100 人	2 軒 2,000 人
	農家レスト ラン	1 軒 816 人	1 軒 985 人	1 軒 980 人	1 軒 955 人	1 軒 505 人	1 軒 530 人
	農林漁業 体験施設		1 軒 15 人	1 軒 87 人	1 軒 35 人	1 軒 0 人	1 軒 1 人
利用者数（合計）		2,311 人	3,323 人	3,380 人	1,794 人	1,610 人	2,542 人
HP 掲載件数		5 件	5 件	4 件	4 件	3 件	3 件

## （3）評価と今後の取り組み

これらの取り組みは、農家と都市との交流及び地域の活性を図る上で効果がありました。

HP等をより積極的に活用し、地域からの発信を高め、グリーン・ツーリズムの推奨をより一層図ります。

平成21年に発足した滝沢市グリーン・ツーリズム推進協議会は、市内小中学校の児童が農業体験学習を行う場を提供しており、さらなる活動の推進が期待されます。

～ メモ ～

●グリーン・ツーリズムとは？

山林や農漁村の暮らしを体験したり、交流を楽しむ滞在型の余暇活動のことで、ヨーロッパで生まれ広まりました。

それぞれの地域の特性を活かした取り組みが、各地で進められています。



2-1-2 グリーンツーリズムインストラクターの養成(農林課)

(1) 事業内容及び指標等

地域の資源を有効に活かし、農林漁業体験等を通じて、都市の人との交流を推進する体験インストラクター育成のため、グリーン・ツーリズムに関心のある方に対して、受入安全・衛生管理講習会等の受入実践者を対象とした研修会について案内し、育成を図ります。

地域資源に関するサービスを提供する人材を育て、グリーン・ツーリズムを根付かせます。

(2) 実施状況

インストラクター登録者

(単位：人)

	いわてG・Tインストラクター登録者
～H22	13
H23	1
H24	0
H25	0
累 計	14

※注：表中の「G・T」とは、「グリーン・ツーリズム」の略です。

岩手県が主宰しています。

(3) 評価と今後の取り組み

いわてG・Tインストラクター登録者は、現在14人です。グリーン・ツーリズムの中心的な担い手として活躍されているため、今後も登録者の増加に努めます。

### 2-1-3 特産品開発への支援（商工観光課）

#### （1）事業内容及び指標等

岩手山麓に広がる肥沃な土壌、清らかな水、澄んだ空気、美しい自然風景など、滝沢市は都市化の一方で未だ手つかずの豊かな自然が保全された地域であり、人と自然がバランス良く共存・共生しています。市の特産品である岩魚や農産物は、健全な自然環境の育む恵みとして市の環境保全の状況をアピールする自然資源のひとつであり、観光パンフレットの作成しPRを図ります。

#### （2）実施状況

市の観光パンフレットには、清流のイメージの代表である岩魚や自然の恵みであるスイカ、リンゴなどの農作物や特産品を掲載しPRに努めています。また、観光協会が運営するネットショップ「チャグマルシェ」では、特産品のPRや販売に努めました。

加工品としては、さつまいもの品種である「クイックスイート」を使ったお菓子や焼酎を開発しました。芋焼酎「馬芋ん」は、製造した4,600本を完売しました。

#### （3）評価と今後の取り組み

ホームページやSNSにより市の特産品や関連施設のPRに努めるほか、特産品開発に対し支援を行っていきます。



#### 2-1-4 家畜排泄物の有効利用（農林課）

##### （1）事業内容及び指標等

堆肥利用の促進については、畜産・酪農家のほとんどが農地還元し肥料要素分などとして有効に利用しています。還元量を上回る堆肥を生産する畜産・酪農家については「肥料取締法による特殊肥料の届出」に基づき市内外の耕種農家や家庭菜園向けなどに供給し、有効に利用しています。

##### （2）実施状況

特殊肥料販売許可業者は12件、特殊肥料生産業者は6件に対し、指導を行っています。

※特殊肥料—農林水産大臣が指定する肥料であって（魚かす、骨、肉かす、米ぬか、くず植物油かす、動物の排泄物、たい肥等）、有効成分について規定がないもの。

##### （3）評価と今後の取り組み

引き続き、適正な排泄物処理及び有効利用のため適切な指導を行ってまいります。

#### 2-1-5 堆肥処理施設の維持管理指導（農林課）

##### （1）事業内容及び指標等

あらたに整備を必要とする農家はありませんので、今後は堆肥処理施設の適正な維持管理に努めます。

##### （2）実施状況

既に対象農家の整備が全て完了していますので、新規整備はありません。

##### （3）評価と今後の取り組み

堆肥処理施設の整備により、河川の汚濁防止や周囲への悪臭の軽減が図られましたので、今後は、その適正な維持管理の指導に努めます。

### 2-1-6 減農薬・有機栽培の推進（農林課）

当該取り組みに係る限定栽培及び慣行栽培の生育調査圃の設置は現在行われていませんが、環境に配慮した営農活動は、2-1-7 環境保全型農業直接支払交付金事業に引き継いでいます。

### 2-1-7 環境保全型農業の推進（農林課）

#### 1 農業用廃プラスチック適正処理推進事業

##### （1）事業内容及び指標等

農業用廃プラスチックは、産業廃棄物として取り扱われ、農業者が自らの責任において適性に処理することが法律で義務付けられていますが、一般的に農業者は他産業と比較して零細であり、さらには個々の排出量が少ない上、その発生場所が広く分散していることから、農業者個々の努力のみでは適正処理が困難な状況にありました。そこで、平成11年度に関係機関で組織する「滝沢市農業用廃プラスチック適正処理推進協議会」を組織し、環境に配慮したリサイクル処理を原則とし、適正に回収処理を実施してきました。

平成17年10月からは、農家の利便性を考慮し滝沢清掃センターでの受け入れを行っています。

市内農家から排出される農業用廃プラスチックの適正処理を図り、農村環境の保全と産業廃棄物の適正処理を図ることを目標にしています。

##### （2）実施状況

農業用廃プラスチック処理状況

(単位：kg)

	H21	H22	H23	H24	H25
塩化ビニール系	8,410	6,080	3,100	1,810	1,610
ポリエチレン系	63,830	62,870	68,220	72,260	67,000
農薬ビン	—	—	—	—	
計	72,240	68,950	71,320	74,070	68,610

##### （3）評価と今後の取り組み

農業用廃プラスチックの適正処理が図られ、清掃センターでの処理は、農家にとって利便性が高まりました。

## 2 環境にやさしいりんごづくり推進事業（農林課）

### （1）事業内容及び指標等

りんごの害虫の発生状況を把握するフェロモントラップと害虫の発生を減らす交信攪乱剤を利用したりんごの防除体制を組み立て、殺虫剤の散布回数を削減した環境にやさしいりんごづくりの推進と普及拡大を図ることを目的としています。

環境にやさしく消費者に受け入れやすいりんごづくりを目標にしています。

### （2）実施状況

フェロモントラップ設置状況

（単位：ha）

	H21	H22	H23	H24	H25
a 設置面積	35	32	32	33	42
b りんご作付面積	68	68	68	65	65
c 設置面積の割合 (a / b)	51%	47%	47%	51%	65%

### （3）評価と今後の取り組み

農産物の安全性に対する消費者の関心は、近年急速に高まりつつあり、りんご購入の際の重要な判断基準となってきました。

環境保全型農業の推進は図られつつあります。

### 3 環境保全型農業直接支払交付金事業（農林課）

#### （1）事業内容及び指標等

新たな食料・農業・農村基本計画に基づき、地球温暖化防止及び生物多様性保全に効果の高い営農活動の普及拡大を図るため、農業者等が地球温暖化防止を目的とした農地土壌への炭素貯留に効果の高い営農活動や生物多様性保全に効果の高い営農活動を取り組む場合に交付金を交付することで支援を行います。

なお、市では平成23年度から本事業を実施しており、現在では市内農業者1名が、本交付金を活用しながら有機農業の取り組み（主作物について、化学肥料及び農薬を使用しない取組）を実施しています。

#### （2）実施状況

環境保全型農業直接支払交付金事業実施状況

	H23	H24	H25
交付金交付対象者数	1人	1人	1人
交付金交付対象面積	742a	693a	774a

#### （3）評価と今後の取り組み

国、県による政策指導のもと、本事業による意欲ある農業者への継続的支援体制を整備し、農業の持続的発展に寄与する環境保全型農業の普及拡大及び農村が持つ多面的機能の健全な発揮を目指していきます。

～ メモ ～

#### ●環境保全型農業直接支払交付金の取組内容

- ・カバークロープの作付け
- ・炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全に資する施用
- ・有機農業
- ・夏季の水田内ビオトープ（生き物緩衝地帯）の設置
- ・メダカ等魚類を保護する管理
- ・リビングマルチ
- ・草生栽培
- ・冬季湛水管理



## 2-2 企業の環境対策の支援

### 2-2-1 事業所への啓発、指導の推進(環境課)

#### (1) 事業内容及び指標等

企業による地球温暖化対策の取り組み強化のため、環境マネジメントシステム等の取得にかかる情報提供に努めます。

また、水質や大気汚染及び悪臭に関する公害苦情が生じた場合は、監視や指導を行ってまいります。

#### (2) 実施状況

平成25年度において、市内の事業者から環境マネジメントシステムに関する情報提供依頼はありませんでした。

公害については、事業者に対し、必要に応じて監視及び指導を行っております。

#### (3) 評価と今後の取り組み

引き続き、環境マネジメントシステムに関する情報を提供していくとともに、公害による環境汚染の防止に努めてまいります。

## 2-3 環境資源を活かした観光の推進

### 2-3-1 岩手山麓工房フェスタ等への活動支援（商工観光課）

#### （1）事業内容及び指標等

滝沢市には、岩手山や鞍掛山、春子谷地湿原などの自然資源、伝統行事のチャグチャグ馬コや山麓工房群などの文化的資源、この他農産物など多くの環境資源があります。これらの資源を守り育てることで地域の活性化につなげていきます。

#### （2）実施状況

春子谷地湿原の保全のため、自然保護指導員を設置し巡視を行うほか、西洋タンポポなどの特定外来種の駆除を実施しました。岩手山や鞍掛山は、たきざわ自然情報センターで登山情報の提供及び来山者のサポートを行いました。また工房フェスタ開催に対するアドバイス、観光の活性化に努めました。

#### （3）評価と今後の取り組み

自然による風化や多くの観光客が利用することにより荒廃する岩手山や鞍掛山登山道の修繕と環境整備を実施して、自然環境を保全するとともに、今後は春子谷地湿原や岩手山麓に侵入が懸念されている特定外来種の駆除を実施し、在来種の保護を行い、滝沢市の豊かな観光資源を守り育て、地域の活性化を図っていきます。

### 第3節

ごみの減量を推進し、資源が循環するまち

### 3-1 ごみの減量とリサイクルの推進

#### 3-1-1 ごみ減量の推進（滝沢・雫石環境組合）

##### （1）事業内容及び指標等

ごみの出ないライフスタイルへ転換していくためには、住民・事業者・市がそれぞれの役割を自覚し、自発的に取り組むとともに、お互いに連携しながらごみ減量を進めていく必要があります。環境組合では、ゴミ処理基本計画を策定しリサイクルの推進を図っています。

##### （2）実施状況

1人1日当たりのごみの排出量

（単位：g/人・日）

年度	H19	H22	H23	H24	H25
目標	881	866	850	832	815
実績	878	885	897	877	873

##### （3）評価と今後の取り組み

1人当たりのごみの排出量は、少しずつ減少してきているものの目標値を超えて推移していることから、今後も引き続きごみ減量のためリサイクルを推進していきます。

また、この計画値は、平成19年度から平成28年度までの長期計画であるため、次期計画期間における計画数値の設定について精査していく必要があります。

#### 3-1-2 集団資源回収活動の推進（滝沢・雫石環境組合）

##### （1）事業内容及び指標等

資源の有効利用に対する意識の高揚とごみ減量のために実施する資源の集団回収活動の促進を目的として、資源回収活動の実施団体に奨励金を交付します。

##### （2）実施状況

資源回収活動の実施団体に、奨励金を交付しました。

また、子ども会育成会や自治会等を対象として、事業の説明を実施し、資源回収活動の普及に努めました。

集団資源回収奨励金交付実績

	H20	H21	H22	H23	H24	H25
登録団体数	126	134	132	132	130	129
実施団体数	124	129	130	130	128	127
実施回数	524	632	673	704	676	656
奨励金（円）	5,635,749	6,095,676	5,628,509	5,623,175	5,740,433	5,409,651
回収量（t）	1,044	1,133	937	996	1,088	995

集団資源回収量（自治会、子ども会等が資源物の取引業者へ引き渡した資源物）（単位：t）

品目	H20	H21	H22	H23	H24	H25
びん	26	24	19	18	19	17
金属類	48	72	54	67	48	54
古紙・古繊維類	969	1,036	858	909	1,017	922
その他雑びん類	1	1	6	2	4	2
合計	1,044	1,133	937	996	1,088	995

（3）評価と今後の取り組み

回収活動を実施した団体数と回収活動の実施回数は、前年度より減少しましたが、回収量は横ばいで推移していることから、資源の再利用についての意識は定着してきていると考えられます。

3-1-3 リサイクル率の向上（滝沢・雫石環境組合）

（1）事業内容及び指標等

ごみの減量と再利用、再資源化を推進するため、資源回収事業のほか、ストックヤードを設置する自治会等に対して補助事業を実施しています。

（2）実施状況

清掃センターに搬入されたごみから資源として再利用・再資源化できるものを回収し、リサイクルの向上を図りました。

また、地域でリサイクル活動に取り組みやすくするため、ストックヤードを設置する自治会等に対して補助事業を実施しました。平成25年度は2自治会、2施設に対して補助を実施しています。

## ストックヤード設置実績

H18	3 自治会	3 施設
H19	5 自治会	5 施設
H20	2 自治会	2 施設
H21	3 自治会	3 施設
H22	2 自治会	2 施設
H23	1 自治会	1 施設
H24	1 自治会	2 施設
H25	2 自治会	2 施設
合計		20 施設

## リサイクル率

(単位：t)

品目	H20	H21	H22	H23	H24	H25
ごみ排出量(a)	16,783	17,218	17,317	17,715	17,483	17,521
総ごみ排出量 (b) (a+③)	17,827	18,351	18,254	18,711	18,571	18,516
総資源化量(c) (①+②+③)	6,438	6,014	5,483	5,877	5,752	5,605
リサイクル率 (c ÷ b) (%)	36.1	32.8	30.0	31.4	31.0	30.3

## (3) 評価と今後の取り組み

前年度と比較して、リサイクル率は0.7ポイント減少しました。

ごみの減量と再利用、再資源化をすすめるために、今後も事業を継続していくとともに、さらにリサイクル推進を推進するための周知活動へも取り組みたいと考えています。

### 3-2 ごみの不適正な処理の禁止

#### 3-2-1 地域清掃活動の推進（環境課）

##### （1）事業内容及び指標等

各家庭や事業所において、日常の清掃では清潔を保持しにくい所を重点的に、地域ぐるみで清掃することにより、清潔で住みよい生活環境を築くことを目的として、「クリーンたきざわ運動」を実施しています。

##### （2）実施状況

春の環境美化月間、秋の環境美化週間を設定し、地域での一斉清掃を実施しました。一斉清掃に使用のごみ袋を自治会等へ配布し、清掃により集められたごみの収集を実施しました。

また、この期間に実施された清掃のほか、ボランティアなどで清掃していただき、集められたごみの収集も実施しました。

「クリーンたきざわ運動」実施内容

	期間	実施内容
春の環境美化月間	5/8～6/7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日頃清掃の行き届かない所の清掃</li> <li>・公園、道路側溝、河川等の清掃</li> <li>・ごみ集積所内と周辺の清掃強化</li> </ul>
秋の環境美化週間	9/24～10/1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・空き缶等の回収や散乱防止の呼びかけ</li> <li>・ごみの分別徹底</li> <li>・ポイ捨て防止の呼びかけ</li> </ul>

地域清掃実績

（単位：人・回）

	H20	H21	H22	H23	H24	H25
参加人数	20,468	24,708	15,789	18,872	20,248	19,971
実施回数	152	158	170	148	132	126

##### （3）評価と今後の取り組み

参加人数や回数は、年毎に増減があるもののこの活動は、自治会を中心に定着してきており地域の環境美化に対する意識は高まっています。

今後も多くの住民が活動に参加できるよう周知に努めていきます。



河川周辺の草刈り活動

### 3-2-2 ペットのフン害禁止の啓発（環境課）

#### （1）事業内容及び指標等

道路や公園などをペットのフン害から守るために、ペットフン害禁止の啓発に努めます。

#### （2）実施状況

希望する自治会等へ啓発用看板を配布し設置してもらうとともに、チラシの提供を行い地域へ配布していただきました。また、広報へ啓発内容の掲載を実施しました。

犬の飼い主の正しい飼育管理とモラルの向上を図るため、子犬を中心に犬の飼い方教室を開催しました。

#### （3）評価と今後の取り組み

ペットのフン害禁止の啓発のため、広報や看板、チラシ等による周知を図っていますが、今後も飼い主のモラルの維持・向上のために、今後も啓発活動を継続して展開していきたいと考えています。





## 3-2-3 ごみの野外焼却の禁止啓発（滝沢・雫石環境組合）

## (1) 事業内容及び指標等

野焼きや小型の焼却炉でのごみの焼却が、ダイオキシン発生の原因の大きな要因の一つとされています。このため、平成16年4月1日から家庭ごみの野外焼却が禁止されました。ごみの野焼きの禁止啓発に努めます。

## (2) 実施状況

- ・ 広報及びホームページへの掲載
- ・ チラシの配布
- ・ 広報ポスターの掲示
- ・ 個別指導

## 個別指導状況

年 度	H21	H22	H23	H24	H25
件 数	8 件	1 0 件	5 件	6 件	6 件

## (3) 評価と今後の取り組み

今後も引き続き、ごみの野焼き禁止を啓発していきます。

## ～ メモ ～

## ●ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾーパラージオキシン (PCDD) とポリ塩化ジベンゾフラン (PCDF) をまとめてダイオキシン類と呼んでいます。呼吸や食物を通して人の体内に摂取されることにより、発ガンなど健康への影響が懸念される物質です。

※簡易な焼却炉や野外でのごみ焼却は、完全燃焼が難しいため、ダイオキシン類の発生を抑えることができません。このため、これらの焼却方法を禁止する「県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例」が平成13年に制定され、平成16年に規制が施行されました。

## ●違法な野焼きによる罰則

5年以下の懲役、1,000万円以下（法人は3億円以下）の罰金が科せられます。

## ●火事を起こした時の罰則

50万円以下の罰金、重大な過失があった場合は、150万円以下の罰金が科せられます。

## 3-2-4 不法投棄巡視員の配置（滝沢・雫石環境組合）

## (1) 事業内容及び指標等

不法投棄の監視、撤去、指導と、環境美化に対する意識の高揚を図ることを目的に、廃棄物対策巡視員を配置し、市内の巡視を実施します。

## (2) 実施状況

市内巡回による不法投棄の巡視及び調査のほか、産業廃棄物処理場への立ち入り調査など、ごみの不適切処理を発見するとともに、その指導を実施しました。家電リサイクル法により、処分する場合リサイクル料金を負担しなければならない家電製品が、適正に処分されなかったため、環境組合がリサイクル料を負担し処理を行ったのは、ブラウン管式テレビ11台、冷蔵庫1台でした。

不法投棄物の状況

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
重量	3,970 kg	3,290kg	5,900kg	2,870kg	4,100 kg	6,050kg	3,420 kg
警察への通報	8件	0件	1件	0件	1件	0件	2件

## (3) 評価と今後の取り組み

例年、悪質なものは警察に通報するなど不適正処理の防止に努めていますが、ごみの不適正処理を止めさせるために、今後も継続して事業を展開していく必要があります。

## ～ メモ ～

不法投棄した場合、5年以下の懲役または1,000万円（法人には1億円まで）以下の罰金にするなど、厳しい罰則が設けられています。  
（廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第25条）

## 第4節

エネルギーの自給率を高め、豊かな自然エネルギーを活かすまち

## 4-1 エネルギーの地産地消

### 4-1-1 再生可能エネルギー利用の推進啓発（環境課）

#### （1）事業内容及び指標等

地球環境の現状について情報提供を行い、環境への負荷を減らすために、地球温暖化防止の啓発活動を行います。

#### （2）実施状況

広報への掲載等により機会を捉え、啓発に努めました。

■参考：岩手県ホームページ「温暖化・エネルギー」について

URL：<http://www.pref.iwate.jp/kankyuu/seisaku/energy/002947.html>

#### （3）評価と今後の取り組み

今後も積極的な啓発活動を展開していきたいと考えています。

～ メモ ～

#### ●地球温暖化問題とは？

太陽から地球に降りそそぐ太陽光は、大気を通過して地表に到達し、地表面を温めます。一方、温められた地表面は、太陽光エネルギーを赤外線として宇宙空間へ向けて放射しますが、大気中には地表面から放射された赤外線を吸収する水蒸気や二酸化炭素、メタンなどの気体があるため、大気は赤外線を吸収して温まります。

このように大気中に赤外線を吸収する気体を「温室効果ガス」といい、このガスにより地表付近の大気が温められていることを「温室効果」といいます。

近年、産業活動が活発になり、二酸化炭素などの温室効果ガスが大量に排出され、温室効果ガスの大気中の濃度が高まり、宇宙空間への赤外線放射が妨げられると、地表付近の温度は上昇します。この温度上昇が気候の変動を引き起こし、異常気象の多発など様々な影響を及ぼし始めています。

#### 4-1-2 ペレットストーブと太陽光エネルギーの活用推進啓発（環境課）

##### （1）事業内容及び指標等

森林の保全整備のために木質バイオマスエネルギーの有効活用と CO<sub>2</sub> を排出しない太陽光発電システム等の再生可能エネルギーの導入について推進と啓発を行います。

##### （2）実施状況

防災拠点の充実化を図るために、市の庁舎及び市内の小中学校に太陽光発電システム設置に向けて計画を進めています。

##### （3）評価と今後の取り組み

今後も、再生可能エネルギーの活用に努め、推進と啓発を行っていきます。

## 4-2 省エネルギーのすすめ

### 4-2-1 省エネルギーの啓発（環境課）

#### （1）事業内容及び指標等

エネルギー消費によっておこる温室効果ガスの発生の問題や、原油などのエネルギーに利用される資源には限りがあることから、エネルギーの有効利用などについての教育に取り組みます。

#### （2）実施状況

「地球にやさしい省エネライフ」に関する出前講座を行うほか、広報等で夏と冬における省エネルギーのすすめについて掲載するなどの啓発を行いました。

#### （3）評価と今後の取り組み

今後も、省エネルギーの取り組みについて、啓発に努めていきます。

## 4-2-2 公共交通機関の利用促進（交通政策課）

## (1) 事業内容及び指標等

市内4駅の駐輪場、3駅の駅前広場、2駅のパークアンドライド駐車場の適正管理を行い利用環境の向上や鉄道とバスの乗り継ぎ切符及び花輪線利用促進協議会の活動を通じて利用促進を図りました。

また市及び市内の事業所と共に「減クルマ」チャレンジウィークに取り組みました。

## (2) 実施状況

項目	H23	H24	H25
放置自転車撤去数	62台	122台	93台
減クルマ取組実績	7事業所	13事業所	16事業所
	1,691人	1,387人	3,400人
鉄道利用者数	5,808人	5,954人	6,164人

## (3) 評価と今後の取り組み

各事業の実施により一定の効果があつたと思われ、今後も各取り組みを継続して行い、公共交通の利用促進を図っていきます。

## 4-2-3 たきざわエコオフィス計画の推進（環境課）

## （1）事業内容及び指標等

地球温暖化対策の推進に関する法律第20条の3に基づき、地方公共団体が自らの事務事業に関し温室効果ガスの排出抑制等のための実行計画を策定しました。

市の公共施設（学校含み、滝沢・雫石環境組合組合及び盛岡地区衛生処理組合を除く。）を対象としており、平成25年度の実績を基に平成29年度にCO<sub>2</sub>を3%削減することとしています。

計画の推進及び評価については、ISO14001に基づく環境マネジメントシステムを運用しています。

## （2）実施状況

計画に基づき、CO<sub>2</sub>排出量の削減に取り組みました。

資源使用実績 (CO<sub>2</sub>排出量=実績値×CO<sub>2</sub>排出係数) (小数点以下四捨五入)

項 目	H25		
	実績値	CO <sub>2</sub> 排出係数	CO <sub>2</sub> 排出量 (kg-CO <sub>2</sub> )
電気 (kWh)	6,177,283	0.591	3,650,774
灯油 (ℓ)	148,521	2.5	371,303
A 重油 (ℓ)	379,074	2.7	1,023,500
ガソリン (ℓ)	42,623	2.3	98,033
軽油 (ℓ)	25,678	2.6	66,763
廃棄物 (kg)	118,875	0.34	40,418
事務用紙 (kg)	38,477	—	—
合計	—	—	5,250,791

※排出係数に関する出典

- ・環境省「事業者からの温室効果ガス排出量算定方法ガイドライン（試案 ver1.6）」
- ・環境省「(家庭からの二酸化炭素排出量算定用) 排出係数一覧」

## （3）評価と今後の取り組み

引き続き、CO<sub>2</sub>排出量削減に向けて取り組んでいきます。



## 第5節

誰もが安全で健康に暮らせるまち

## 5-1 大気汚染の防止

### 5-1-1 大気汚染に関する情報収集と公開（環境課）

#### （1）事業内容及び指標等

健康に生き続け、清んだ空気を子孫に残す環境づくりを進めるために、大気汚染測定状況について情報収集と公開に努めます。

#### （2）実施状況

市独自の調査は行っていないが、県が大気汚染防止法に基づき常時監視し、平成25年度は、県内11市1町の15測定局で調査を実施しています。市内では、常時観測地が菓子地内にあります。

測定内容

- ① 二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質
- ② 光化学オキシダント
- ③ 微小粒子状物質（PM2.5）

岩手県内の大気汚染の状況、PM2.5や光化学オキシダントの注意報等の発令状況については、岩手県ホームページ「いわての大気環境」で1時間ごとの最新情報が確認できます。

また、PM2.5の「注意喚起情報」、光化学オキシダントの「注意報発令情報」は、携帯電話で受信できます。

#### （3）評価と今後の取り組み

岩手県の大気汚染状況は、過去10年間ほぼ横ばいから低下傾向で推移しており、大気環境はおおむね良好に維持されています。

岩手県ホームページで、調査結果などを確認することができます。

■参考：岩手県ホームページ「大気に関すること」について

URL <http://www.pref.iwate.jp/kankyou/hozen/taiki/003092.html>

## 5-2 騒音・振動・悪臭の防止

## 5-2-1 騒音測定の実施

## 1 一般道（環境課）

## (1) 事業内容及び指標等

滝沢市内の主要な道路に面する地域において、道路交通騒音の実態を現地調査によって把握することを目的とし、「騒音に係る環境基準」と「自動車騒音の要請限度」を目標数値とします。

## (2) 実施状況

滝沢市内の主要な道路に面する地域のうち、8地点で騒音調査を実施しました。

一般道の騒音レベルと環境基準等との比較

(単位：デシベル)

地点No.	所在地	時間帯	環境基準	要請限度	H24		H25	
No. 1	篠木黒畑地区（国道46号）	昼	70	75	73	△	73	△
		夜	65	70	65	○	65	○
No. 2	篠木樋の口地区（県道）	昼	70	75	66	○	66	○
		夜	65	70	59	○	58	○
No. 3	鶉飼諸葛川地区（県道）	昼	70	75	68	○	68	○
		夜	65	70	60	○	61	○
No. 4	巢子地区（国道4号）	昼	70	75	75	△	75	△
		夜	65	70	71	×	71	×
No. 5	野沢地区（県道）	昼	70	75	67	○	66	○
		夜	65	70	58	○	59	○
No. 6	葉の木沢山地区（市道）	昼	60	70	65	△	64	△
		夜	55	65	58	△	60	△
No. 7	穴口地区（市道）	昼	65	75	68	△	68	△
		夜	60	70	61	△	61	△
No. 8	滝沢字一本木地区 （国道282号）	昼	70	75	74	△	73	△
		夜	65	70	68	△	68	△

※注1 ○ ⇒ 環境基準値を超過していない

△ ⇒ 環境基準値を超過しているが要請限度を超過していない

× ⇒ 両基準・限度とも超過している。

※注2

測定時間 昼 6:00~22:00、夜 22:00~6:00

(3) 評価と今後の取り組み

測定を行った8地点のうち、昼間と夜間の両時間帯とも、環境基準値以下であった地点は、3地点（No.2、No.3、No.5）でした。

昼間に環境基準値を超過したのは、5地点（No.1、No.4、No.6、No.7、No.8）、夜間に環境基準値を超過したのは4地点（No.4、No.6、No.7、No.8）、昼間・夜間のいずれも環境基準値を超過していた地点は3地点（No.6、No.7、No.8）でしたが、昼間・夜間ともに要請限度を超過していた地点はありませんでした。



秋田方面調査実施状況



ふるさと交流館方面調査実施状況

～ メモ ～

●音の大きさと影響の目安（デシベル）

- ・ 60 デシベル・・・静かな乗用車の中や普通の会話の音で、睡眠への影響が生じます。
- ・ 70 デシベル・・・騒々しい事務所や電話のベルの音で、計算力が低下します。
- ・ 80 デシベル・・・地下鉄の車内の音で、集中力が低下します。
- ・ 90 デシベル・・・騒々しい工場の中の音で、作業量が減少します。

●環境基準とは

環境基本法第16条第1項（騒音の環境基準）に基づき、騒音に係る環境上の条件について生活環境を保全し、人の健康の保護に資する上で維持されることが望ましいとされた騒音レベルのことです。

●要請限度とは

要請限度とは、騒音規制法に基づき、市町村長が都道府県公安委員会に対し、道路交通法の規定による措置を要請することができる騒音レベルのことです。

## 2 高速道（環境課）

### （1）事業内容及び指標等

滝沢市内の高速道路沿道付近における環境騒音の実態を把握するために、騒音調査等を行うものです。「騒音に係る環境基準（昼間 70 デシベル、夜間 65 デシベル）」を目標数値とします。

### （2）実施状況

滝沢市内の高速道路近傍の民家4地点で騒音調査のデータ収集を行いました。

高速道路の騒音レベルと環境基準との比較

（単位：デシベル）

地点No.	所在地	時間帯	環境基準値	H24		H25	
				測定値	○/×	測定値	○/×
No. 1	滝沢字中村	昼	70	65	○	64	○
		夜	65	61	○	60	○
No. 2	滝沢字湯舟沢	昼	70	66	○	62	○
		夜	65	59	○	57	○
No. 3	滝沢字巢子	昼	70	61	○	62	○
		夜	65	58	○	58	○
No. 4	滝沢字後	昼	70	62	○	62	○
		夜	65	59	○	58	○

※注1 ○ ⇒ 環境基準を超過していない。

× ⇒ 環境基準を超過している。

※注2 測定時間

昼 6：00～22：00、夜 22：00～6：00

### （3）評価と今後の取り組み

測定を行ったすべての地点で、昼間と夜間の両時間帯とも、環境基準値を超過していませんでしたが、今後も、高速道路交通騒音の実態を把握するために、現地調査による騒音調査を実施していく必要があると考えます。

### 3 新幹線（環境課）

#### （1）事業内容及び指標等

滝沢市内の新幹線騒音の実態を総括的に把握することを目的に、平成14年12月八戸新幹線開業を受け、平成15年度から調査を実施しています。「新幹線鉄道騒音環境基準」を目標数値とします。

#### （2）実施状況

葉の木沢山の第一種住居地域（1地点）及び滝沢トンネル北口付近の無指定地域（1地点）の合計2地点で実施しました。

新幹線の騒音レベルと基準値との比較

（単位：デシベル）

地点No.	所在地	用途地域	基準値	H24		H25	
No.1	滝沢字葉の木沢山	第1種住居地域	70以下	68	○	68	○
No.2	滝沢字大崎	無指定	75以下	74	○	74	○

※注 ○ ⇒ 基準値を超過していない。

× ⇒ 環境基準を超過している。

#### （3）評価と今後の取り組み

調査した2地点とも、新幹線鉄道騒音環境基準値を満足する結果でした。しかし、両地点とも騒音レベルは基準値付近であり、今後列車の走行状況（速度・編成種別等）によっては、環境基準の達成状況が変わる可能性があります。

現在、東日本旅客鉄道(株)では、新幹線の騒音防止に関する技術の開発・諸施策の実施を推進し、整備・車両の改善などの対策を積極的に実施していますが、その一方で新幹線の速度向上も計画されています。

今後も、新幹線騒音の実態を把握するために、現地調査による騒音調査を実施していく必要があると考えます。



新幹線騒音 調査地点

～ メモ ～

●基準値とは？

環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項の規定に基づく基準で、前身の公害対策基本法（昭和42年法律第132号）第9条の規定に基づいて、昭和50年に生活環境を保全し人の健康の保護に資する上で維持されることが望ましい基準として定められたものです。（昭和50年環境省告示46号）

## 5-3 水質汚濁の防止

## 5-3-1 河川の水質調査の実施（環境課）

## (1) 事業内容及び指標等

滝沢市内の河川等において、水環境の実態を把握するために水質調査を行っています。

水浴びのできるきれいな水の保全と水質汚濁の防止に努めるため、河川の生活環境の保全に関する環境基準のA類型（水道2級、水産1級、水浴）の環境基準を目標とします。

## (2) 実施状況

## ① 河川水質調査

生活環境の保全に関する項目（10項目）について、6河川8地点、年2回の調査を実施しました。

河川水質調査 調査地点

地点No.	No. 1	No. 2	No. 3	No. 4	No. 5	No. 6	No. 7	No. 8
調査地点	越前堰下流	金沢川下流	市兵衛川下流	諸葛川下流	木賊川上流	木賊川下流	巢子川上流	巢子川下流

## ② 巢子川水質調査

定期的実施している滝沢市内の河川水質調査結果では、巢子川下流部において高濃度のBODが検出される傾向があるため、巢子川に流入する排水等を調査・分析し、それらが巢子川に与える影響を把握することを目的としています。

17箇所において、水素イオン濃度（pH）、浮遊物質（SS）、生物化学的酸素要求量（BOD）の分析と流量の調査を実施しました。



### (3) 評価と今後の取り組み

#### ① 河川水質調査

水素イオン濃度（pH）、浮遊物質（SS）、溶存酸素量（DO）の調査結果は、全地点において河川A類型の環境基準を満足しました。

大腸菌群数は、冬季のNo.7を除く地点及び時期で河川A類型の環境基準である1000MPN/100mLを超過する結果となりました。これは、大腸菌群を含んだ生活雑排水や事業場系排水が混入していること、また、土壌などに含まれる大腸菌群の影響が考えられます。

なお、大腸菌群数は大腸菌及び大腸菌と極めてよく似た性質を持つ菌のことをいい、大腸菌それ自体が人の健康に有害なものではなく、公衆衛生上、0-157等の一部の病原菌が存在する可能性を示す指標とされています。また、全国や岩手県内においても、河川の大腸菌群数の基準達成度は低いものとなっています。

#### ② 菓子川水質調査

pHは、全地点のpHが6.5～8.5であったことから、概ね中性を示しています。

浮遊物質（SS）は、上流部No.7と下流部No.8において、河川A類型の環境基準を満足していますが、調査地点を個別に見ると時間帯により高い濃度を示す地点もあります。

生物化学的酸素要求量（BOD）は、上流部No.7及びNo.8では河川A類型の環境基準を満足しましたが、①、⑧、⑩では高濃度で検出されています。

調査の結果、菓子川下流部及び菓子川支流における水質の改善傾向は確認されました。

菓子川に影響を与える地区の下水道の普及が約80%（平成17年度は約60%）となり生活雑排水の混入が減ったことから、菓子川も滝沢市内のその他河川と同等の河川水質となっています。このことより、今後は菓子川もその他5河川と同等の水質調査の実施にとどめます。水質に変化があった河川については集中的に調査を実施していきます。

菓子川水質調査結果 (平成26年1月実施)

①	8:00	12:00	16:00	20:00
pH	6.7	6.7	6.8	6.8
SS	8	6	17	12
BOD	9.9	6.3	11	8.5
流量	461.8	498.9	537.0	558.6
SS負荷量	3694.4	2993.4	9129.0	6703.2
BOD負荷量	4571.8	3143.1	5907.0	4748.1

③	8:00	12:00	16:00	20:00
pH	7.0	6.9	6.7	7.0
SS	<1	<1	1	<1
BOD	2.6	1.8	3.8	2.7
流量	11.9	12.6	14.4	12.6
SS負荷量	0.0	0.0	14.4	0.0
BOD負荷量	30.9	22.7	54.7	34.0

⑤	8:00	12:00	16:00	20:00
pH	6.6	6.6	6.5	6.5
SS	<1	<1	<1	<1
BOD	0.5	1.8	3.3	1.6
流量	10.7	9.8	10.5	10.6
SS負荷量	0.0	0.0	0.0	0.0
BOD負荷量	5.4	17.6	34.7	17.0

⑦	8:00	12:00	16:00	20:00
pH	7.3	7.3	7.2	7.2
SS	2	1	<1	<1
BOD	0.7	1.4	0.7	1.0
流量	1.1	3.2	1.2	1.3
SS負荷量	2.2	3.2	0.0	0.0
BOD負荷量	0.8	4.5	0.8	1.3

⑨	8:00	12:00	16:00	20:00
pH	7.4	7.5	7.4	7.4
SS	1	1	1	1
BOD	0.7	1.0	1.3	1.1
流量	2003.8	1824.5	1769.3	2206.8
SS負荷量	2003.8	1824.5	1769.3	2206.8
BOD負荷量	1402.7	1824.5	2300.1	2427.5

⑪	8:00	12:00	16:00	20:00
pH	7.5	7.5	7.5	7.5
SS	<1	14	1	1
BOD	<0.5	1.0	<0.5	0.8
流量	174.5	119.6	201.2	113.8
SS負荷量	0.0	1674.4	201.2	113.8
BOD負荷量	0.0	119.6	0.0	91.0

⑬	8:00	12:00	16:00	20:00
pH	7.5	7.6	7.6	7.5
SS	1	1	1	2
BOD	0.7	1.0	0.7	1.4
流量	流量なし	流量なし	流量なし	流量なし
SS負荷量	0.0	0.0	0.0	0.0
BOD負荷量	0.0	0.0	0.0	0.0

⑮	8:00	12:00	16:00	20:00
pH	7.4	7.5	7.5	7.5
SS	<1	<1	<1	<1
BOD	<0.5	0.7	0.5	0.9
流量	4.0	3.6	2.0	9.8
SS負荷量	0.0	0.0	0.0	0.0
BOD負荷量	0.0	2.5	1.0	8.8

No.8	8:00	12:00	16:00	20:00
pH	7.6	8.0	7.8	7.6
SS	<1	1	1	3
BOD	0.6	0.9	<0.5	1.1
流量	4907.1	6489.5	6353.0	5685.9
SS負荷量	0.0	6489.5	6353.0	17057.7
BOD負荷量	2944.3	5840.6	0.0	6254.5

②	8:00	12:00	16:00	20:00
pH	7.1	7.2	7.2	7.1
SS	<1	<1	<1	<1
BOD	<0.5	0.6	<0.5	0.5
流量	50.2	66.1	74.2	65.2
SS負荷量	0.0	0.0	0.0	0.0
BOD負荷量	0.0	39.7	0.0	32.6

④	8:00	12:00	16:00	20:00
pH	7.8	8.5	8.3	7.6
SS	<1	<1	<1	<1
BOD	0.9	1.1	0.8	1.1
流量	13.8	12.6	11.6	14.0
SS負荷量	0.0	0.0	0.0	0.0
BOD負荷量	12.4	13.9	9.3	15.4

⑥	8:00	12:00	16:00	20:00
pH	7.6	7.7	7.5	7.5
SS	<1	<1	1	1
BOD	0.7	1.1	1.1	1.5
流量	流量なし	流量なし	流量なし	流量なし
SS負荷量	0.0	0.0	0.0	0.0
BOD負荷量	0.0	0.0	0.0	0.0

⑧	8:00	12:00	16:00	20:00
pH	7.3	7.2	7.2	7.2
SS	4	18	1	20
BOD	10	4.0	2.8	30
流量	7.5	4.6	3.7	5.3
SS負荷量	30.0	82.8	3.7	106.0
BOD負荷量	75.0	18.4	10.4	159.0

⑩	8:00	12:00	16:00	20:00
pH	7.7	7.9	7.9	7.5
SS	5	15	5	100
BOD	12	13	7.1	32
流量	9.7	3.7	1.5	257.1
SS負荷量	48.5	55.5	7.5	25710.0
BOD負荷量	116.4	48.1	10.7	8227.2

⑫	8:00	12:00	16:00	20:00
pH	7.5	7.5	7.5	7.4
SS	1	1	1	6
BOD	0.8	1.0	0.7	1.5
流量	流量なし	流量なし	流量なし	流量なし
SS負荷量	0.0	0.0	0.0	0.0
BOD負荷量	0.0	0.0	0.0	0.0

⑭	8:00	12:00	16:00	20:00
pH	7.2	7.1	7.1	7.1
SS	4	8	3	5
BOD	0.9	1.2	0.6	1.4
流量	885.4	910.4	818.6	603.2
SS負荷量	3541.6	7283.2	2455.8	3016.0
BOD負荷量	796.9	1092.5	491.2	844.5

No.7	8:00	12:00	16:00	20:00
pH	7.6	7.6	7.6	7.5
SS	2	3	1	3
BOD	0.5	1.0	1.1	1.6
流量	2398.7	2291.8	2519.1	2126.0
SS負荷量	4797.4	6875.4	2519.1	6378.0
BOD負荷量	1199.4	2291.8	2771.0	3401.6

～ メモ ～

河川の生活環境の保全に関する環境基準

項目 類型	基準値					利用目的の適応性
	pH	BOD	SS	DO	大腸菌群数	
A	6.5 以上	1mg/L	25mg/L	7.5mg/L	50MPN/100ml以下	水道1級
A	8.5 以下	以下	以下	以上		自然環境保全
A	6.5 以上	2mg/L	25mg/L	7.5mg/L	1000MPN/100ml以下	水道2級
	8.5 以下	以下	以下	以上		水産1級、水浴
B	6.5 以上	3mg/L	25mg/L	5mg/L	5000MPN/100ml以下	水道3級
	8.5 以下	以下	以下	以上		水産2級
C	6.5 以上	5mg/L	50mg/L	5mg/L	—	水産3級
	8.5 以下	以下	以下	以上		工業用水1級
D	6.0 以上	8mg/L	100mg/L	2mg/L	—	工業用水2級
	8.5 以下	以下	以下	以上		農業用水
E	6.0 以上	10mg/L	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/L	—	工業用水3級
	8.5 以下	以下		以上		環境保全

5-3-2 公共下水道・合併処理浄化槽の整備促進（下水道課）

（1）事業内容及び指標等

雫石川の支流にあたる6つの河川の水質の改善のために、下水道整備と普及に努めます。

（2）実施状況

当市は、人口の急増に対応するため、昭和58年度から下水道の供用を開始しました。また、平成5年度から始まった滝沢南地区での農業集落排水は、老朽化のため下水道へ設続することとしています。

このほか、平成元年から浄化槽設置整備事業を開始し普及に努め、これらを合わせると、汚水処理人口普及率は約80%となっています。

（3）評価と今後の取り組み

滝沢市の汚水処理実施計画において、平成32年度の目標値は86%としており、今後も引き続き、効率的な整備を促進していきます。

汚水処理人口普及率・水洗化率

		H23	H24	H25
年度末人口		54,184人	54,710人	55,063人
下水道	人口普及率	56.6%	57.6%	62.1%
	水洗化率	91.9%	92.9%	92.3%
農集排	人口普及率	1.8%	1.8%	1.8%
	水洗化率	88.9%	91.0%	91.2%
浄化槽	人口普及率	15.5%	15.6%	15.9%
計	人口普及率	73.9%	75.0%	79.8%

※人口普及率：行政人口に対する水洗化可能人口の割合

※水洗化率：水洗化可能人口に対する水洗化人口の割合

## 5-4 土壌汚染の防止（滝沢・雫石環境組合）

### 5-4-1 土壌汚染に関する情報収集と公開

#### （1）事業内容及び指標等

安全な生活環境や農作物への汚染を未然に防止し、安心して暮らせる環境づくりのため、清掃センター周辺における土壌のダイオキシン類濃度調査を実施しました。また、ごみの野外焼却防止のため啓発を行います。

#### （2）実施状況

廃棄物焼却炉の排ガス及び飛灰のダイオキシン類の分析調査を行いました。

測定結果は、5-8-4 清掃センター関連施設調査項目に掲載しています。

ごみの野外焼却防止については、広報、ホームページに掲載し、啓発に努めました。

#### （3）評価と今後の取り組み

清掃センター関連施設については、調査開始以来環境基準を大幅に下回っています。今後も引き続き、監視を行うとともにごみの野外焼却防止のため啓発に努めていきます。

※調査結果は、5-8-4 清掃センター関連施設調査に掲載

## 5-5 有害化学物質による汚染の未然防止

### 5-5-1 有害化学物質に関する情報収集と公開（環境課）

#### (1) 事業内容及び指標等

有害化学物資の情報提供と使用の抑制を図り、環境に負荷を与えないための学習を進めます。

#### (2) 実施状況

岩手県では、アスベスト使用調査を行い、把握、管理しています。

#### (3) 評価と今後の取り組み

岩手県では、東日本大震災被災地におけるアスベスト飛散の状況を把握するため、被災地区周辺等における大気環境中のアスベストの測定を実施しています。

測定の結果、基準を下回っており問題のないことを確認しました

■参考：岩手県ホームページ「アスベストに関する情報」について

URL：<http://www.pref.iwate.jp/kankyou/hozen/taiki/003113.html>

## 5-6 酸性雨対策

### 5-6-1 酸性雨に関する情報収集と公開（環境課）

#### （1）事業内容及び指標等

酸性雨の原因と酸性雨がもたらす影響について理解を深めます。

#### （2）実施状況

市独自の調査は行っていませんが、県では県内4箇所の測定を昭和59年から継続的に行っています。

#### （3）評価と今後の取り組み

県の調査によると酸性雨の植生被害等の影響は確認されていないとしています。しかし、一定量以上の酸性物質の負荷の集積によって急激な影響が発言する可能性があることから、県は長期的なモニタリングを継続することとしています。

■参考：岩手県ホームページ「大気に関すること」について

URL：<http://www.pref.iwate.jp/kankyou/hozen/taiki/003092.html>

■参考：環境省ホームページ「酸性雨対策調査」について

URL：<http://www.env.go.jp/air/acidrain/index.html>

■気象庁ホームページ「降水の酸性度」について

URL：<http://www.data.jma.go.jp/gmd/env/acid/>

～ メモ ～

#### ●酸性雨とは

酸性雨の原因は、化石燃料の燃焼（人為起源）や火山活動（自然起源）などにより放出される二酸化硫黄（SO<sub>2</sub>）や窒素酸化物（NO<sub>x</sub>）です。これらのガスは、大気中で光化学反応などの化学変化を起こし、硫酸や硝酸となって降水に溶け込み、酸性雨となります。物質の酸性、アルカリ性の度合いの指標として、一般に水素イオン濃度指数(pH)が用いられており、降水に大気中の二酸化炭素が十分に溶け込んだ場合のpHが5.6であるため、pH5.6が酸性雨の一つの目安となります。

pHは酸性度を表し、値の範囲が0～14です。7が中性でそれ以下が酸性、7以上がアルカリ性です。値が低いほど酸性度が高いということになっています。

## 5-7 原発事故にかかる放射線量測定

## 5-7-1 放射線量測定に関する情報収集と公開（環境課）

## (1) 事業内容及び指標等

平成23年3月に発生した東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い、放射性物質の拡散が懸念されたため、市では定期的に放射線量の測定を行っています。

## (2) 実施状況

課名	実施事業名	実施内容	備考
児童福祉課	保育所等空中放射線量測定	平成25年5月1日～2日、9日にかけて学校、保育所、幼稚園及び放課後児童クラブ(除染箇所を含む)の定点調査を実施した。	地表面から50cmの位置での線量は0.03～0.16 $\mu$ Sv/時
	保育所等空中放射線量測定	平成25年11月18日～19日、21日～22日にかけて学校、保育所、幼稚園及び放課後児童クラブ(除染箇所を含む)の定点調査を実施した。	地表面から50cmの位置での線量は0.03～0.16 $\mu$ Sv/時
	保育所給食食材放射能測定検査	希望する保育園及び幼稚園が、学校給食センターに配置した測定機器を使用して給食食材の放射能を測定検査した。	結果は全て不検出(不検出もしくは検出限界濃度未満)
教育総務課	市内教育施設等の除染箇所放射線量測定	平成23年度に除染を実施したふじなでしこ幼稚園園舎南側側溝及び除染土埋設地点の測定を行った。実施日は平成25年5月2日、11月20日。	結果はいずれも0.05 $\mu$ Sv/時
	市立小中学校等環境放射線量測定	市立小・中学校、並びに測定を希望する私立幼稚園の放射線量測定を行った。(児童福祉課とともに保育園・学童保育クラブも実施)実施日は、平成25年5月1日、2日、9日および11月18日、19日、21日、22日。	結果は0.03～0.15 $\mu$ Sv/時
学校給食センター	学校給食等の食材の放射性物質濃度検査	学校給食食材を中心に次のとおり実施 ○25年度測定回数合計 190回 ①地場農産物 119回 ②給食1食分 40回 ③保育園 27回 ④その他(他課等) 4回	結果は全て不検出(不検出もしくは検出限界濃度未満)



環境目標 第5節

文化スポーツ課	公共施設の空中放射線量測定	年2回の定点調査。測定場所は、総合公園内各体育施設、小岩井運動場、大釜運動場、勤労者体育センター、東部テニスコート。測定後、市ホームページにて公表している。	結果は0.03～0.08 $\mu$ S v /時
河川公園課		春季と秋季の2回、滝沢総合公園14地点及び市内一般公園27箇所を測定した。測定日は、4/24、25、5/8、9、11/25、29、12/3～5。	総合公園については、文化スポーツ課と合同で測定。数値は、0.03～0.08 $\mu$ S v /時。
道路課	市道側溝等放射線量測定	平成23年12月26、27日で10ヶ所実施。0.03～0.07 $\mu$ S v /hの範囲。前回と同一箇所を平成24年9月3日継続測定、0.03～0.08 $\mu$ S v /hの範囲。平成25年12月5日継続測定。HPで公表。側溝等面の上方5cm及び50cm地点で測定。	結果は0.03～0.05 $\mu$ S v /時の範囲
水道整備課	浄水汚泥放射性物質測定	浄水汚泥の処分に伴う放射性物質濃度測定(9月・1月)	測定結果：検出せず
	水質検査(放射性物質)	放射性セシウム濃度測定(河川を水源とする浄水場の浄水及び原水：年4回、地下水源の原水：年1回)	測定結果：検出せず
環境課	環境放射線測定	環境調査の一環として年2回(6月、11月)に市内9箇所にて、地上50cm及び1mで測定。	結果は0.03～0.08 $\mu$ S v /時
簡易水道室	水道水源水調査	簡易水道水源水の放射性物質の測定を実施する。検査項目は、放射性ヨウ素、放射性セシウム 測定箇所は、大湧口の湧水箇所とし前年度同時期に実施する。	

※【放射線について人の安全に関する基準】

「平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」(平成24年1月施行)により、通常の生活環境における放射能汚染の基準は「1時間0.23  $\mu$  S v (原発放射線年1mSvに相当)」とされました。

(3) 評価と今後の取り組み

平成25年度実績は、平成24年度の測定数値と変わりなく、健康に影響をあたえるレベルではない結果となりましたが、今後も継続して測定を行います。

現在、各担当課で実施している測定において、測定数値に変動がない、もしくは低減傾向にある測定箇所については、近接箇所の測定数値を参考にとり、測定箇所数の見直しを行ってまいります。

## 5-8 その他の公害の未然防止

### 5-8-1 電磁波・低周波に関する情報収集と公開（環境課）

#### （1）事業内容及び指標等

電磁波、低周波について、情報収集を行い、電波塔等の建設にかかる情報があった場合は、施工主、もしくは施工業者に対し住民説明を行うよう指導を行っています。

#### （2）実施状況

平成25年度は、9件の報告がありましたが、そのうち2件が新設、2件が増設、5件が改修となっており、全て自治会へ報告し、求めに応じて住民説明会を開催しています。

低周波については、苦情や情報はありませんでした。

#### （3）評価と今後の取り組み

今後も、引き続き情報の把握に努め、住民の理解を得て事業を進めるよう業者を指導していきます。

### 5-8-2 滝沢市ラジオメディカルセンター放射線監視委員会による監視（環境課）

#### （1）事業内容及び指標等

昭和63年に日本アイソトープ協会が滝沢市で操業を開始して以来、ラジオメディカルセンター放射線監視委員会を設置して検討評価を行っています。同委員会では、毎年度、環境放射能測定基本計画を策定し、これに基づき平成25年度も測定を実施しています。

#### （2）実施状況

次の測定項目について測定を行いました。

- ア RMCから出される排気、排水に含まれる放射能濃度
- イ 大気中に含まれる環境放射能の測定（RMC入り口付近の空間線量率とRMC周辺9地点、鶴飼地区1地点の空間積算線量）
- ウ 環境試料別の測定（RMC周辺と鶴飼地区から採取した土壌、河底土、牧草、玄米、河川水、水道水、牛乳の7種類、合計38検体についての放射能濃度）

**(3) 評価と今後の取り組み**

これらの測定結果について、同委員会で検討評価を行ったところ、全て検出限界値未満でした。測定を開始した昭和63年度以降の結果と同様に、自然環境への影響はなかったとの結論に達しています。

今後も、同委員会において策定された環境放射能測定基本計画に基づき、測定を実施していきます。

日本アイソトープ協会ホームページで、調査結果などを確認することができます。

■参考：公益社団法人日本アイソトープ協会ホームページ

URL：<http://www.jrias.or.jp/index.html>

**5-8-3 PRTR法に基づく届出状況に関する情報収集と公開（環境課）****(1) 事業内容及び指標等**

有害性のある多種多様な化学物質が、どのような発生源から、どれくらい環境中に排出されたか、あるいは廃棄物に含まれて事業所の外に運び出されたかというデータを化学物質排出移動量届出制度に基づき把握します。

この届出制度は、事業者が有害性のある化学物質について大気、水、土壌への排出量及び廃棄物を、自ら把握し報告するシステムで、事業者に化学物質の自主的な管理を促し、環境の保全上の支障を未然に防止する有効な手段となっています。

**(2) 実施状況**

市独自の調査は行っていませんが、県では継続的に行っています。

有害化学物質は、462物質、うち特定第一種指定化学物質は、15物質、また、業種は24業種となっています。

**(3) 評価と今後の取り組み**

環境に多く排出されているPRTR対象物質について、把握に努めるとともに、県では、化学物質排出量が多い事業所を把握し、必要に応じて個別に排出量を削減、改善するよう助言・指導を行うこととしています。

■参考：岩手県ホームページ「PRTRインフォメーション」について

URL：<http://www.pref.iwate.jp/kankyou/hozen/kagakubusshitsu/003058.html>

～ メモ ～

●PRTR法とは？

平成11年7月に公布された「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」のことです。

有害性のある多種多様な化学物質が、どのような発生源から、どれくらい環境中に排出されたか、あるいは廃棄物に含まれて事業所の外に運び出されたかというデータを把握し、集計し、公表する仕組みについて規定されています。

5-8-4 清掃センター関連施設調査

1 焼却施設及び最終処分場水質等調査（滝沢・雫石環境組合）

ごみ焼却施設等の運営にあたり、施設敷地内や周辺に対する公害など環境への影響を未然に防止するために、各種調査を行うものです。

(1) 事業内容及び指標等

① 焼却施設大気調査

清掃センター1号炉、2号炉それぞれについて、排ガス等のダイオキシン類測定とばい煙測定を実施します。

② 最終処分場水質調査

最終処分場関連の水質検査として、原水と放流水、放流先河川、地下水の水質検査を実施します。

(2) 実施状況

① 焼却施設大気調査

清掃センター1号炉、2号炉それぞれについて、排ガス等のダイオキシン類測定を年1回、ばい煙測定を年2回実施しました。

排ガス中のダイオキシン類測定結果

		H24		H25	
		1号炉	2号炉	1号炉	2号炉
排ガス (ng-EQ/m <sup>3</sup> N)	測定値	0.013	0.0022	0.0073	0.0056
	法基準値	1			
	公害防止協定値	0.1			
飛灰 (ng-TEQ/m <sup>3</sup> )	測定値	0.47	0.55	0.43	0.93
	法基準値	3			
	公害防止協定値	協定には含まれていません			

ばい煙測定結果（平成25年度実施分）

		1号炉		2号炉	
		1回目	2回目	1回目	2回目
ばいじん(ガス濃度) (g/m <sup>3</sup> N)	測定値	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満
	法基準値	0.08			
	公害防止協定値	0.02			
硫黄酸化物排出量 (m <sup>3</sup> N/h)	測定値	0.02	0.19	0.074	0.0073
	法基準値	80	79	80	78
	公害防止協定値	50			
窒素酸化物濃度 (volppm)	測定値	34	50	42	54
	法基準値	250			
	公害防止協定値	100			
塩化水素 (mg/m <sup>3</sup> N)	測定値	18	22	17	33
	法基準値	700			
	公害防止協定値	50			



② 最終処分場水質調査

最終処分場内原水の水質について、40項目、年1回の調査を実施しました。

最終処分場からの放流水について7項目年12回、36項目年1回の調査を実施しました。

また、最終処分場からの放流先の上流・下流の水質について、9項目年1回の調査を実施、最終処分場の上流側、下流側の地下水について、2項目年12回、28項目年1回の調査を実施しました。

清掃センター最終処分場の放流水調査結果（平成25年度実施分）

	pH	SS (mg/L)	COD (mg/L)	BOD (mg/L)	大腸菌群数 (個/cm <sup>3</sup> )	窒素 (mg/L)	リン (mg/L)
基準値	5.8~8.6	200	160	160	3000	120	16
4月	7.4	1	5.9	0.7	30未満	2.0	0.05
5月	8.2	〃	1.0	1.2	〃	0.61	0.05
6月	7.1	1未満	5.8	0.5未満	〃	3.8	0.03
7月	7.1	〃	7.8	0.5	〃	3.1	0.04
8月	7.4	〃	8.8	2.1	〃	4.9	0.04
9月	6.6	〃	3.8	0.7	〃	2.4	0.02
10月	7.0	1	3.5	0.6	〃	1.1	0.04
11月	6.9	1未満	7.9	0.7	〃	2.2	0.03
12月	7.3	1	1.1	0.6	〃	0.6	0.03
1月	7.0	1未満	6.4	1.5	〃	2.9	0.03
2月	7.4	〃	8.1	0.5	〃	2.4	0.03
3月	7.8	1	1.7	0.9	〃	0.7	0.22

※注： pH=水素イオン濃度、SS=浮遊物質、COD=化学的酸素要求量、BOD=生物化学的酸素要求量

(3) 評価と今後の取り組み

① 最終処分場水質調査

調査の結果、周辺環境への影響が基準以下であることが確認されました。

今後も、環境への影響を未然に防止するために継続して調査を実施していきます。

② 焼却施設大気調査

調査結果は、いずれも基準値以下で、周辺環境への影響が基準値以下であることが確認されています。

今後も、環境への影響を未然に防止するために継続して調査を実施していきます。

## 2 旧最終処分場水質等調査（環境課）

### （1）事業内容及び指標等

平成19年度に使用を終了した後、平成21年9月には廃止基準を満たしたため、最終処分場の役目を終えている施設です。

現在は、掘削制限はあるものの、水質基準などの規制はありませんが、周辺環境の確認のため、地下水等を採取し水質調査を実施します。

### （2）実施状況

旧最終処分場の周辺水、地下水等を採取し、環境変化がないかを確認します。

#### 旧最終処分場地周辺水（河川）水質調査

計量項目	単位	基準値	H25.7	
			上流	下流
水素イオン濃度 (pH)	—	5.8 以上～8.6 以下	7.1	7.6
生物化学的酸素要求量 (BOD)	m g / l	60 以下	0.8	0.7
浮遊物質 (SS)	m g / l	60 以下	1	4
大腸菌群数	MPN/100m l	$3.0 \times 10^3$	$1.1 \times 10^3$	$1.3 \times 10^3$
全窒素	m g / l	120 以下	4.4	4.0
全燐	m g / l	16 以下	0.004	0.007
n-ヘキサン抽出物質 (鉱油類)	m g / l	5	0.5 未満	0.5 未満
n-ヘキサン抽出物質 (動植物油脂類)	m g / l	30 以下	0.5 未満	0.5 未満
溶存酸素 (DO)	m g / l	—	8.7	9.9

#### 旧最終処分場地下水ダイオキシン調査

計量項目	単位	H25.7	
		上流	下流
Total (PCDDs + PCDFs) 実測濃度	p g / l	3.8	2.4
Total コプラナーPCB 実測濃度	p g / l	2.0	1.4
Total ダイオキシン類実測濃度	p g / l	5.8	3.8
Total ダイオキシン類毒性当量	p g -TEQ / l	0.0045	0.0046

廃棄物の最終処分場の放流水に関する基準は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく維持管理基準を定める命令により 10pg-TEQ/L



環境目標 第5節

地下水等検査項目

	項目	単位	基準値	H25.7	
				地下水 上流	地下水 下流
1	カドミウム	mg/l	0.003 以下	0.0003 未満	0.0003 未満
2	シアン化合物	mg/l	検出されないこと	0.1 未満	0.1 未満
3	鉛	mg/l	0.01 以下	0.001 未満	0.001 未満
4	六価クロム	mg/l	0.05 以下	0.005 未満	0.005 未満
5	ヒ素	mg/l	0.01 以下	0.001 未満	0.001 未満
6	純水銀	mg/l	0.0005 以下	0.0005 未満	0.0005 未満
7	アルキル水銀	mg/l	検出されないこと	不検出	不検出
8	PCB	mg/l	検出されないこと	不検出	不検出
9	ジクロロメタン	mg/l	0.02 以下	0.002 未満	0.002 未満
10	四塩化炭素	mg/l	0.002 以下	0.0002 未満	0.0002 未満
11	1,2-ジクロロエタン	mg/l	0.004 以下	0.0004 未満	0.0004 未満
12	塩化ビニルモノマー	mg/l	0.002 以下	0.0002 未満	0.0002 未満
13	1,1-ジクロロエチレン	mg/l	0.02 以下	0.002 未満	0.002 未満
14	1,2-ジクロロエチレン	mg/l	0.04 以下	0.004 未満	0.004 未満
15	1,1,1-トリクロロエタン	mg/l	1 以下	0.0005 未満	0.0005 未満
16	1,1,2-トリクロロエタン	mg/l	0.006 以下	0.0006 未満	0.0006 未満
17	トリクロロエチレン	mg/l	0.03 以下	0.002 未満	0.002 未満
18	テトラクロロエチレン	mg/l	0.01 以下	0.0005 未満	0.0005 未満
19	1,3-ジクロロプロペン	mg/l	0.002 以下	0.0002 未満	0.0002 未満
20	チウラム	mg/l	0.006 以下	0.0006 未満	0.0006 未満
21	シマジン	mg/l	0.003 以下	0.0003 未満	0.0003 未満
22	チオベンカルブ	mg/l	0.02 以下	0.0003 未満	0.0003 未満
23	ベンゼン	mg/l	0.01 以下	0.001 未満	0.001 未満
24	セレン	mg/l	0.01 以下	0.001 未満	0.001 未満
25	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/l	10 以下	10	4.8
26	ふっ素化合物	mg/l	0.8 以下	0.08 未満	0.08 未満
27	ほう素	mg/l	1 以下	0.1 未満	0.1 未満
28	1,4-ジオキサン	mg/l	0.05 以下	0.005 未満	0.005 未満
29	過マンガン酸カリウム消費量	mg/l	-	12	24
30	塩素イオン	mg/l	-	29	30
31	電気伝導率	mS/m	-	1.2	3.6

## 保有水（モニタリング井）水質検査結果

	項目	単位	基準値	H25.7
1	水素イオン濃度 (pH)	mg/l	5.8 以上 8.6 以下	7.7
2	浮遊物質 (SS)	mg/l	60 以下	1 未満
3	化学的酸素要求量 (COD)	mg/l	90 以下	1.2
4	生物化学的酸素要求量 (BOD)	mg/l	60 以下	0.6
5	ノルマルヘキサン抽出物質 (動植物油脂類)	mg/l	30 以下	0.5 未満
6	ノルマルヘキサン抽出物質 (鉱油類)	mg/l	5 以下	0.5 未満
7	大腸菌群数	個/cm <sup>3</sup>	日間平均 3000 以下	3.0×10 未満
8	フェノール類含有量	mg/l	5 以下	0.02 未満
9	銅及びその化合物	mg/l	3 以下	0.01 未満
10	亜鉛及びその化合物	mg/l	2 以下	0.01 未満
11	溶解性鉄含有量	mg/l	10 以下	0.1 未満
12	溶解性マンガン含有量	mg/l	10 以下	0.05 未満
13	クロム含有量	mg/l	2 以下	0.005 未満
14	ふっ素及びその化合物	mg/l	15 以下	0.08 未満
15	カドミウム及びその化合物	mg/l	0.1 以下	0.001 未満
16	シアン化合物	mg/l	1 以下	0.1 未満
17	有機リン化合物	mg/l	1 以下	0.1 未満
18	鉛及びその化合物	mg/l	0.1 以下	0.001 未満
19	六価クロム化合物	mg/l	0.5 以下	0.005 未満
20	ヒ素及びその化合物	mg/l	0.1 以下	0.001 未満
21	純水銀	mg/l	0.005 以下	0.0005 未満
22	アルキル水銀化合物	mg/l	検出されないこと	不検出(0.0005 未満)
23	PCB (ポリ塩化ビフェニル)	mg/l	0.003 以下	0.0005 未満
24	ジクロロメタン	mg/l	0.2 以下	0.002 未満
25	四塩化炭素	mg/l	0.02 以下	0.0002 未満
26	1,2-ジクロロエタン	mg/l	0.04 以下	0.0004 未満
27	1,1-ジクロロエチレン	mg/l	0.2 以下	0.002 未満
28	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l	0.4 以下	0.004 未満
29	1,1,1-トリクロロエタン	mg/l	3 以下	0.0005 未満
30	1,1,2-トリクロロエタン	mg/l	0.06 以下	0.0006 未満
31	トリクロロエチレン	mg/l	0.3 以下	0.002 未満
32	テトラクロロエチレン	mg/l	0.1 以下	0.0005 未満
33	1,3-ジクロロプロペン	mg/l	0.02 以下	0.0002 未満
34	チウラム	mg/l	0.06 以下	0.0006 未満

環境目標 第5節

35	シマジン	mg/l	0.03 以下	0.0003 未満
36	チオベンカルブ	mg/l	0.2 以下	0.0003 未満
37	ベンゼン	mg/l	0.1 以下	0.001 未満
38	セレン及びその化合物	mg/l	0.1 以下	0.001 未満
39	ほう素及びその化合物	mg/l	10 以下	0.1 未満
40	窒素含有量	mg/l	120 (日間平均 60) 以下	9.6
41	リン含有量	mg/l	16 (日間平均 8) 以下	0.02 未満
42	アンモニア、アンモニア化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	mg/l	100 以下	8.1

ガス濃度・温度調査

項目	基準	H25.7		
		モニタリング井戸	上流井戸	下流井戸
メタン (%)	5%以下	2.5	0.01 未満	0.01 未満
二酸化炭素 (%)	20%以下	8.3	0.05	0.42
アンモニア (ppm)	1~5ppm	0.6	1.0	0.8
硫化水素 (ppm)	1~2ppm	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満

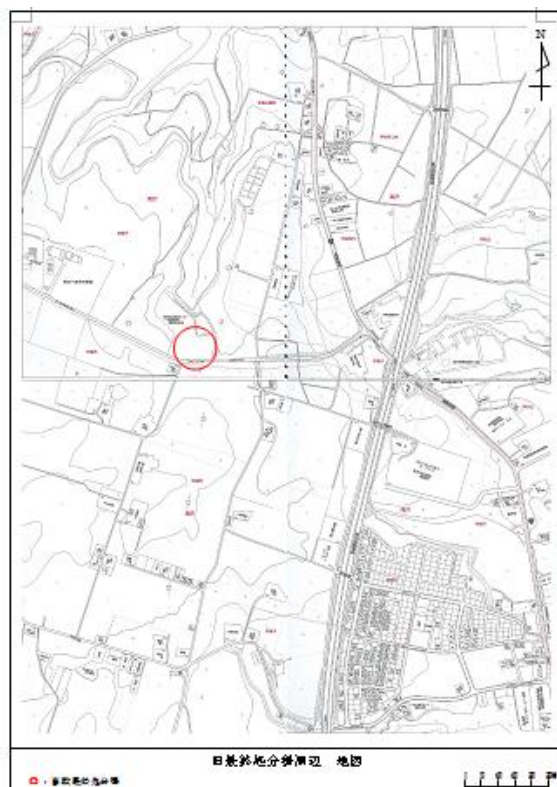


測定深度	基準	測定温度		
外気温	埋立地内部と 周辺の地中温 度差が摂氏 20 度未満	22.2	21.1	21.2
0m		22.2	21.1	21.2
1m		21.4	19.4	20.3
2m		18.2	16.0	17.3
3m		15.8	11.5	15.3
4m		14.5	11.3	-
5m		13.5	11.1	-
6m		13.0	10.9	-
7m		12.9	10.9	-
8m		12.6	11.1	-
9m		12.5	11.2	-
10m		12.4	11.4	-
11m		-	11.5	-
12m		-	11.9	-
13m		-	11.7	-
14m		-	11.9	-
15m	-	-	-	

(3) 評価と今後の取り組み

調査の結果、旧最終処分場及びその周辺の環境は安定しており変化はありませんでした。

今後も、環境へ変化を確認するために調査を実施します。



## 第6節

知り、学び、考え行動する人を育むまち

## 6-1 環境教育・学習の推進

## 6-1-1 環境学習の推進

## 1 総合学習の活用（教育総務課）

## (1) 事業内容及び指標等

各学校では、理科、社会、家庭科、技術・家庭科等、すべての教育活動を通じて環境教育に取り組んでいます。特に、小学校の「総合的な学習の時間」においては、環境教育に係る地域や各学校の特色を生かした体験的な学習を推進しているところです。

## (2) 実施状況

「総合的な学習の時間」を活用し、各学校で地域の外部講師等を招き、環境教育・環境学習の取組みを子どもたちが自主的に行いました。

市が予算面で支援した主な活動は次のとおりです。

「総合的な学習の時間」のうち市が予算面で支援した主な活動

	学校名	活動内容
1	篠木小学校	学区探検、点字学習、手話学習、伝統芸能学習（田植え踊り）、田植え、稲刈り、脱穀
2	滝沢小学校	米々大作戦（種まき、田植え、稲刈り、脱穀、餅つき）、ミクロの世界を探索（顕微鏡観察実験）
3	滝沢第二小学校	伝統芸能学習（滝沢さんさ）、読み聞かせ、合唱指導、郷土芸能学習（山車まつり）
4	鶴飼小学校	おいしいりんごを育てよう、米作り、伝統芸能学習（滝沢さんさ）、鶴飼を流れる水を調べよう
5	一本木小学校	そばの種まき、刈り取り、脱穀、そば打ち体験、
6	姥屋敷小学校	大豆の種まき、刈り取り、脱穀、さつまいも作り
7	柳沢小学校	米作り、そば打ち、そば作り、餅つき、星空観察会、リンゴ探検、ハウレンソウ探検
8	滝沢東小学校	環境問題を考える、伝統芸能学習（神楽）、1/2成人式、読み聞かせ

**(3) 評価と今後の取り組み**

「総合的な学習の時間」は、子どもたちがさまざまな分野の中から課題を決めて学習することになりますが、各学校では環境教育に関わる内容も取り上げて授業をしています。

環境教育については、理科、社会、家庭科、技術・家庭科等、すべての学校で教育課程に位置付けて取り組んでいます。行政としては各学校の環境教育充実のために「総合的な学習の時間推進事業」を継続して支援していきます。



鵜飼小 鵜飼を流れる水を調べよう



滝沢東小 環境問題を考える

**2 出前講座（生涯学習課）****(1) 事業内容及び指標等**

出前講座は、職員の専門知識を地域活動へ役立てようという趣旨のものに行われています。そのメニューの中に環境学習に関するものを用意し、環境教育の振興に役立てるものです。「環境学習のメニューを継続して用意すること」と「環境学習に関する出前講座メニューの利用を促進すること」が目標となっています。

**(2) 実施状況**

平成25年度における環境教育、環境学習に関する出前講座のメニューは次のとおりです。平成25年度は、環境学習に関する出前講座を4講座実施しました。

- ・ 6月12日（水）「滝沢浄水場～村の水の仕組みを知ろう～」
- ・ 8月21日（水）「美しい景観形成のために」
- ・ 9月 8日（日）「滝沢市上水道水源～水源に行ってみませんか～」
- ・ 2月20日（木）「地球にやさしい省エネライフ」

平成25年度における環境教育、環境学習に関する出前講座メニュー

講座名	内容
地球にやさしい省エネライフ	地球の温暖化により各地で異常な気象現象が起きています。これを身近な問題ととらえ、わたしたちが今できること、求められていることとお話します。
美しい景観形成のために	美しい景観形成のための取り組みについて、いっしょに考えてみませんか。
下水道の仕組み	台所やお風呂・トイレからの生活排水を処理することや、排水設備工事の仕組みについて説明します。(ご希望により、都南浄化センター施設見学など)
浄化槽ってなんだろう？	「浄化槽」を設置するとトイレを水洗化することができます。この「浄化槽」の仕組みや、補助金制度について説明します。
上水道の仕組み	水道水を作る実験を交えながら、市の水道の現状と今後についてお話します。
滝沢浄水場 施設見学 — 市の水の仕組みを知ろう —	普段飲んでいる水を作っている施設を見学し、水の作り方について学んでみましょう。
滝沢市上水道水源 見学 — 水源に行ってみませんか —	私たちがいつも使っている水はどこから来るのでしょうか。市の誇れる豊かで清らかな水源やそれを育む自然に触れてみませんか。

環境教育、環境学習に関する出前講座の実績

	H21	H22	H23	H24	H25
出前講座 (件)	4	3	0	3	4
受講者数 (人)	115	64	0	120	73

(3) 評価と今後の取り組み

環境に関する講座の実施は、平成24年度には3件でしたが、平成25年度は4講座と微増しました。

今後も、講座に関する相談・問合せがあった機会を活用し、環境関係講座の周知を図り、環境教育を推進していきたいと考えています。



### 3 環境講座（生涯学習課）

#### （1）事業内容及び指標等

「滝沢」の起源になったといわれている場所が現在のけやきの平団地上流ある溪流“滝の沢”であり、普段見ることのない自分たちの住む「滝沢」の発祥の滝を見に行きふると滝沢の意識向上を図ります。

また、市制移行に伴い住民に身近な住所表示が大きく変わることから、地名の成り立ちや名称の由来を学びます。

#### （2）実施状況

「滝沢村の起源－発祥の地『滝の沢』からみる地名の由来－」

##### ■第1回 現地踏査

場所：滝の沢

悪天候のため未実施

##### ■第2回 講義「過去から学ぶ滝沢村の地名の由来」

実施日：平成25年11月9日（土）

場 所：滝沢ふるさと交流館 学習室

参加者：成人 7人

滝沢の地名の成り立ちや名称の由来について、参加者と講師及び参加者同士が対話できる形で講義が行われ、質疑応答を交えながら参加者同士の交流ができました。



「自然講座」①



「自然講座」②

#### （3）評価と今後の取り組み

滝沢の地名の成り立ちや名称の由来についてわかりやすく講義いただいた。

今後も、様々なテーマを取り上げながら、環境や自然について学習する場として「環境講座」を実施していきたいと考えています。

#### 4 少年少女自然教室「水生生物教室」(生涯学習課)

##### (1) 事業内容及び指標等

身近な自然の中に生きている水生生物の生態について知るとともに、自然の営みの不思議さと素晴らしさ並びに自然環境保護への理解を深めることを目的としています。

##### (2) 実施状況

「岩手県内水面水産技術センターの見学と川虫採取」、川を中心とした魚の話や環境を守ることの大切さを学ぶ「環境学習」を実施しました。

岩手県内水面水産技術センターでは、淡水魚(主にニジマス)の稚魚が成長していく様子や、魚の養殖に使用している「金沢清水湧水群」と「座頭清水」などの湧水を見学しました。また、センター周辺の河川で、午後に釣りで使う餌の川虫とり(主にトビゲラの幼虫)を行いました。子どもたちは、川に入り、川虫に触れることに慣れると、夢中になって採取していました。

トラウトガーデンでは、川を中心とした魚の話や環境を守ることの大切さについての「環境学習」を行いました。また、午前中に採取した川虫を使ってニジマス釣りの釣り体験を実施しました。

参加者：市内小学校4・5年生 19人

実施日：平成25年7月31日(水)

場 所：岩手県内水面水産技術センター

岩手県内水面水産技術センター周辺の河川

トラウトガーデン



水生生物教室①



水生生物教室②

(3) 評価と今後の取り組み

自然の営みの不思議さと素晴らしさ、自然環境保護への理解を深める機会を提供することができました。

今後も実施内容や手法を検討しながら、環境教育に関する教室を開催したいと考えています。

5 たきざわ環境パートナー会議の活動（環境課）

(1) 事業内容及び指標等

滝沢市環境基本条例第33条に定められた住民組織として、市の良好な環境の保全と創造のために活動を行うほか、市と協働して環境基本計画や年次報告書の策定を行います。

(2) 実施状況

全体事業として、10月19日里山調査隊が中心となり、市の学習林において親子観察会を開催しました。好天のもと指導ボランティアと遊びを通じて自然に親しみました。

12月22日は、地球温暖化対策のために、「キャンドルナイト・イン滝沢」～家庭で不要な電気を消してゆるやかな時間を過ごしましょう～と呼びかけました。

進行管理委員会とは、第1次滝沢市環境基本計画最終年度の検証を行い、広報編集委員会は、ツイッターによる環境パートナー会議の活動をPRしました。



里山調査隊 学習林で親子観察会



木登りを伝授

### (3) 評価と今後の取り組み

環境パートナー会議による活動が、住民の環境保全意識を高めています。  
今後も多くの住民が参加し、活動の輪が広がるよう支援してまいります。  
住民との協働関係を育てるとともに、今後も引き続き計画の進行管理及び推進に取り組めます。

■参考：滝沢市環境年次報告書

滝沢市・第2次環境基本計画（地球温暖化対策実行計画（区域施策編）含む）

URL：[http://www.city.takizawa.iwate.jp/kankyo\\_plan](http://www.city.takizawa.iwate.jp/kankyo_plan)

## 6 環境フォーラム（環境課）

### (1) 事業内容及び指標等

身近な環境問題に対する実践について情報を共有するとともに、環境保全活動についての情報提供により意識の高揚を図るため、平成25年度環境フォーラムを平成25年12月6日に開催しました。

### (2) 実施状況

平成25年度は、環境美化絵画コンクール、優良ごみ集積所の表彰のほか、アフリカの動物たちと身近にいるホタルについて、それぞれ講演を行いました。  
また、たきざわ環境パートナーの活動を紹介するためのパネル展示も行いました。



スタジオアイ企画代表 阿部講師



ホタル探検隊リーダー 齊藤講師

(3) 評価と今後の取り組み

環境フォーラムへの参加者は91人、アンケート結果は、講演が良かったという回答が多く、自然や命の大切さ感じたというコメントが多く寄せられました。

今後も多くの市民へ環境について学習する場として環境フォーラムを開催し、環境に関するさまざまな情報を提供できるよう、内容についても工夫を重ねていきたいと考えています。

## 6-2 協働による環境保全活動の推進

## 6-2-1 活動団体の支援（住民協働課）

## 1 まちづくり推進委員会

## (1) 事業内容及び指標等

滝沢地域デザインに掲げるまちづくり方針に基づき、地域の方が企画立案した事業を推進することを目的に、各地域まちづくり推進委員会が行う環境関連活動への支援（補助金交付、会議出席・助言、事業参加）を行いました。

## (2) 実施状況

8地域で、9事業が実施されました。すべての事業が継続事業として実施されています。

## まちづくり推進委員会実施事業

地域名	事業名・内容
大釜	八幡館山歴史史跡環境整備事業（平成20年度からの継続事業） ・中世の遺跡である八幡館山の草刈等の環境整備
篠木	田村神社周辺の水路敷き環境整備事業（平成17年度からの継続事業） ・越前堰用水路法面のアヤメ等による緑化、草刈等の環境整備
大沢	せせらぎ水路整備事業（平成18年度からの継続事業） ・植樹及び草刈等の清掃事業 ・地域の子ども達を対象とした自然観察会の実施
鶉飼	チャグチャグ馬コ行進路アヤメ植栽事業（平成18年度からの継続事業） ・植栽したアヤメの管理 ・道路美化事業
元村	元村地域河川清流化推進事業（EM）（平成18年度からの継続事業） ・EM使用（家庭配布）による河川清流化 ・地域の河川の水質検査
東部	植物での安らぎ地域づくり推進事業（平成16年度からの継続事業） ・市のシンボルフラワーであるヤマユリの植栽
柳沢	自然環境の創造事業（平成16年度からの継続事業） ・岩手山麓の環境整備
	景観形成住民協定づくり（平成16年度からの継続事業） ・柳沢の景観を守るため住民、企業などに働きかけ景観形成住民協定の締結
一本木	通学路環境整備事業（平成17年度からの継続事業） ・一本木地区の通学路の草刈等を行い環境美化と児童生徒の安全を確保

(3) 評価と今後の取り組み

市としては、事業実施にあたり助言をしたり、直接事業に参加したりして、各地域まちづくり推進委員会の活動を支援することができました。各地域では、市からの補助の有無に関わらず環境整備の活動を続けており、その意識の高さが活動の周知につながっています。

まちづくり推進委員会の会員だけではなく、小中学校のPTAも多数加わる事例もあり、まちづくり推進委員会の活動が地域に広まっています。

平成25年度は、各まちづくり推進委員会が進めようとする事業を、まちづくり協働推進職員をはじめ、市も協働で推進していくよう、支援を行っていきます。(『地域ビジョン』の推進)



大釜 八幡館山草刈り作業



篠木 田村神社付近水路清掃



大沢 せせらぎ水路植樹



鵜飼 チャグチャグ馬コ行進路整備



元村 EM培養作業



一本木 通学路清掃

～ メモ ～

●アドプト活動とは？

アドプトが「養子縁組をする」という趣旨から、地域の団体等が道路や河川などのごみの清掃や植栽等をボランティアで行い、道路や河川など公共空間をわが子のように面倒をみていく活動です。

1985年頃、米国のテキサス州交通局において、ハイウェイのゴミ清掃に市民グループや企業が参加した活動が始まりとされています。日本では1998年から導入が始まりました。



## 6-2-1 活動団体の支援（環境課）

### 2 たきざわ環境パートナー会議プロジェクトチーム

#### (1) 事業内容及び指標等

住民、住民団体、事業者、市が協働して環境の保全と創造について意見交換する場として「たきざわ環境パートナー会議」が設立され、様々な実践活動をしています。

#### (2) 実施状況

##### ① リユース食器によるごみ減量大作戦プロジェクト

産業まつり等において、食品出展企業へのリユース食器の貸出を行いました。リユース食器が普及し活用率が向上するように、参加した食品出展企業へ活用を働きかけるとともに、来場した方々にリユース食器の使用によるゴミの減量化を呼び掛けました。また、ボランティアには、多くの大学生の参加がありました。



産業まつり会場（10月5日～6日）

##### ② ホテル探検隊プロジェクト

平成25年度の観察会、調査、学習会などの活動回数は13回、延べ269人の参加がありました。実施にあたっては、会員のみならず住民や大学生ボランティアなどの幅広いつながりが生まれています。また、ホテル観察会を実施した沢の水生昆虫の調査と水質調査を実施しました。



雨のため屋内で（大崎）



環境調査（せせらぎ公園のカワニナ）

③里山調査隊プロジェクト

平成25年度は、たきざわ環境パートナー会議の全体事業として、市の学習林で親子観察会を実施しました。

詳細は、6-1-1-5たきざわ環境パートナー会議の活動（P72）に掲載しています。

(3) 評価と今後の取り組み

たきざわ環境パートナー会議の活動が市民に周知されてきています。今後も活動を継続していくとともに、ネットワークを広げていく必要があります。

そのための支援、情報提供を行ってまいります。



たきざわ環境パートナー会議総会

## 別添資料

## 環境課に寄せられた苦情・相談数

※現地確認したものを集計

情報分類	H23	H24	H25
【ごみ焼却・煙・悪臭】：ごみ焼却等の煙	2	7	4
【ごみ焼却・煙・悪臭】：事業による悪臭（工場等）	3	3	
【ごみ焼却・煙・悪臭】：事業による悪臭（工場等）他		1	
【ごみ焼却・煙・悪臭】：事業による悪臭（農業関係）	4	3	1
【ごみ焼却・煙・悪臭】：その他	5	6	6
計	14	20	11
【害虫】：ハチ	6	5	8
【害虫】：ハチ 他			1
【害虫】：毛虫・アメリカシロヒトリ	4	9	4
【害虫】：その他	1		6
計	11	14	19
【犬猫・動物】：犬の苦情（飼い主特定）	12	18	18
【犬猫・動物】：犬の苦情（飼い主不特定）	1	5	5
【犬猫・動物】：猫の苦情（飼い猫）	3	6	2
【犬猫・動物】：猫の苦情（野良猫）	1	6	2
【犬猫・動物】：その他	3	6	7
計	20	41	34
【草木・土地財産管理】：雑草	6	13	24
【草木・土地財産管理】：廃材等野積み・不法投棄	2	1	1
【草木・土地財産管理】：木の枝	12	14	18
【草木・土地財産管理】：木の枝 他		1	
【草木・土地財産管理】：その他	3	4	4
計	23	33	47
【騒音・振動】：工事関係	1	3	
【騒音・振動】：事業所等騒音	1	1	2
【騒音・振動】：振動		1	
【騒音・振動】：道路騒音（高速道）	1	1	
【騒音・振動】：道路騒音（一般道）			
【騒音・振動】：その他	1	3	3
計	4	9	5
【電磁波・低周波】：電磁波・電磁界	3	1	2
計	3	1	2
【排水・水質汚濁・土壌汚染】：事業所の排水	2		2
【排水・水質汚濁・土壌汚染】：生活排水	2	1	1
【排水・水質汚濁・土壌汚染】：油流出事故	6	12	9
【排水・水質汚濁・土壌汚染】：その他	3	1	1
計	13	14	13
【その他】：RMC関係			1
【その他】：し尿汲取り・処理関係		1	
【その他】：ごみ収集等	3	3	5
【その他】：墓地関係			
【その他】：その他	10	3	6
計	13	7	12
合計	101	139	143



～鈴の音が心地よい環境のまち たきざわ～